

明治元年九月十六日～十二月十八日

(表紙)

<p>戊 明 治 元 年</p> <p>御 触 帳</p> <p>辰 十 二 月 日</p>
--

慶応四戊辰年九月十六日年号改元有之  
明治元年と成申候

同月十九日四谷御門外千葉前へ木戸出来、傍示杭相立、左の

従是西東京府附属木村市三郎取締所

右は阿波中納言様御家来の由に御座候、尤本営は赤坂元竹腰兵部屋敷に御座候、分隊は、四谷天王横町善光寺様御貸附所借受、同町より堀端へ出張被成候、木戸番人の義は拾壹・塩壹・拾三・新壹右四ヶ町にて入用割合仕候

一、同年十月十三日

天子様東京へ 御臨幸有之、十一月四日市中町人共へ左の

一、御酒三樽

大町へ

一、錫廿五枚

一、御土器 壺つ

右の通り東京府にて被下置候事

一、同月六日・七日市中一同相休、御酒拝戴仕候

一、十二月廿日

天子様 御還京相成候事

差上申御請書の事

一、近々七拾歳以上のもの共御呼出に相成、於

御白洲に被 仰渡候義も多人数に付、日数凡十日に割合御呼出し相成、三度に御白洲へ御呼込相成候間、御差紙出候節、刻限少も無遅々罷出可申、且寒氣の時分老人故、身寄のもの名代に罷出 不苦段、早々組々へ可申通旨、被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

明治元辰十二月十七日

組々 世話懸 受 印

菊御門の義、今以相用候者も有之哉、等閑の趣御沙汰有之、此上相用候ものも有之候は、名主共迄御答の御沙汰も有之趣、昨日庶務方にて御沙汰有之候間、最寄御達し可被下候、以上

辰十二月十八日

組 合 世話懸

町 触

皇国一円金札通用被仰出候上は、当辰年租税金そせいの分并諸上納都て金札にて上納可致事

右の通天下府藩県はんけんへ 御達相成候処、於当府も金札取扱上納致し候

様相触候訳は、未だ当府へは金札不行渡候所、当辰年金札而已にて上納と申ては、却て難渋の義も可有之哉に付、御催色を以為被相達候義に候へは、成丈け金札にて致上納候様、尚亦可相心得候事

但正金の義は、上納の分五分より已上は不相成候事

右の通り市中不洩様可触知もの也

辰十二月

申渡

此度金札御貸渡の義は、先達て御示相成候通、市中一同何れも産業の用途を立、其分限に應し、益銘々の職業を盛にし、永久の基を相立べく様被遊度、殊に其日暮のものは、唯目前の業合而已に心を寄候ては、業に安し候事無之、何迄も難渋致べし、去迎産業を起し度思ひ候共、元手無之、身元薄き処より止事を得ず、目前の営致候半ては不立行の情合も可有之、依て此金札御貸附相成候へは、何れも篤と御趣意の程を弁へ、永久の業産起し候様工夫を懲し、日夜励勉致し候やう、就ては其目前の振合に寄、御貸渡相成候へは、目前の事を取止め、且金札を無益の事に遣ひ潰し等いたさざるやう、自然御趣意取違ひ候ては、上納の期限に至て、益困窮可致候、素より是等の事は、勤弁可有之候へ共、猶亦(種)情々相心得可申事

一、一般利足四朱の割合にて、十ヶ月返納、尤金百両已上拝借の分は、相当の身元証拠の品可差出、百両以下拝借の者は、月賦返納

明治元年十二月

の事

但金札通用は、素より自然の相場に随ひ御施行相成候へは、拝借并上納の時は、金札の持寄にて可取扱事

一、市中一般望に随ひ、御貸渡には相成候へ共、数十万の家竈、一時に行届候様は有之間敷、且又一時には御手も不被為届候へ共、銘々篤と其見込を立置候様可致覚悟、左候て追々仕法をも相立可申候へ共、其見込に寄唯々時月を逐ひ御貸渡し可相成候へ共、其心得可致事

一、一般産業に基き候義は勿論に候へ共、当春以来兵火流離即今貧窮無業のもの共、産業の用途は立置、一日も不立行もの、或は五體不具軀にして、困窮飢渴に迫り候もの可有之、右の分は先以産業の用途を相立候迄の取繋として、一町内何程つ、御貸渡し可相成候へは、町役の者情々取調、早々可申出事、縦令は上より是を見れば、市中一般皆子なり、貧窮無産のものは幼稚・子供のこときもの也、能々手を附引立されは、皆々餓死すへきは目前の事も、然るに貧窮なるものは、やゝもすれは跡にするの弊なき能わす、其上利口の者己れが老人の利を営みの為、種々の事を申立、目前は宜敷やうに相見へ候ても、詰りは一般の為にならざる事少なからず、甚以宜しからず候、申迄も無之候へ共、町役のもの深く此義をあきらめ、御趣意の程を弁へ、(編類)編類の事等無之様可致事

一、貧窮無産の者は可憐筋に付、引当等無之者といえ共、仕法相立

明治元年十二月二十日

拝借相免し可申候へ共、全躰昼夜無油断相稼候は、格別の事は有之間敷候へ共、唯一時を心能するの爲、或は酒食にふけり、職業を廢し、終に貧窮に陥り候者も少なからず哉に相聞、右の趣には決して不相濟候条、右等の者は篤と心底相改候半では、御貸渡無之候事

一、市中自他の無差別、右様夫々委細御論し有之候へ共、猶愚かものにして上意を不弁者、拝借の道如何にて可然哉と途方に迷ひ、無用の雜費等入候義有之哉も難計、右は決てよろしからず候条、其心得にて可致事

辰十二月

金札通用に付、御触并に御論の趣奉畏候、右に付左の廉奉伺候一、諸上納成丈ケ金札にて相納、正金の儀は、上納高五分よりも上は不相成候事

此義差向両替屋共拝借金札拾万兩の外、未た市中へ多数相渡不申候間、上納半高以上正金納相成兼候は、差支の義も難計奉存候

一、金札拝借の内、利足四朱の割合に金百兩に付、壹ヶ月銀廿五匁つ、と相心得可申哉

此分仮令は、沽券状類、家・土蔵類拝借中引当に為差出候事と相心得可申哉

一、百兩以下拝借相願候もの

此義少金高に至り候ては、身元証拠に可相成品無之分は、銘々産業の仕法相立、証人相立為願候様可致哉

此三ヶ条書面の通可相心得候

一、極貧飢渴に迫り候者共、産業相立候迄の繋きに、壹町内へ御貸渡し相成候事

此義厚御論書の趣、篤と申聞、町内限り深切に世話致し、仕法見込相立不申候ては、却て小前不弁のもの、混雜等仕候様に於ては奉恐入候義に付、追々相伺候様可仕候

此廉当六月中窮民御救相成候人数の竈数、明後廿三日迄に

一、金札拝借願の義は、町役人加印仕り、申立御貸渡の節は、引当もの証人又は引当物無之分は、証人相立此もの共加印仕り候様可致哉

一、是迄の拝借願書不殘御下ヶ戻と相心得、今日御触の趣願出のもの、改て書面差出候様可仕候

此廉取調の上、追て可相達候

右差向候廉々奉伺候、以上

辰十二月廿日

組々世話懸 名主 共

御渡書付

窮民の分

一、独身もの 三両

一、夫婦暮のもの 四両

一、家内三人以上のもの 五両

一、同五人已上の者 六両

右の通楮幣御貸渡の義、御仕法相替り、御諭も有之候間、伺差出候所、御附札にて御下知有之、右の内極貧ものへは、当六月中於町会所に御救被下候節のもの共を目当に、一と竈に付、金三両より六両迄の御貸渡相成候間、十ヶ月成崩し返納の心得にて、拝借相願候ものは、左の雛形の通り、願書為差出可申、尤時節柄に付、来廿五日迄の内、出来次第支配限り金札御貸附所へ可差出、貸付方は支配限り、楮幣一と纏めに名主へ御渡し、夫より当人・証人印形取、金子相渡し、御証文可差出旨、昨日被 仰渡候間、此段御達申候、尤返納方は当人転宅等取計振は、来春に至り候上、御達可申候、拝借当人不進分は無余義御除可被成候、以上

但証人は店請人御取可被成候

辰十二月廿二日

御用伺 当 番

金何両

明治元年十二月二十日〜二十二日

一、何人暮

何町誰店誰

一、

右当度町会所相願御救米錢被下候貧民の内に御座候所、今般金札拝借の義、被 仰出候に付、家業等為元手と、書面の金札拝借被 仰付候様奉願候、尤当度の書上げをも見合、取調候処、現在の家内人数高聊相違無御座候、以上

年号 月 日 右 町 月 行 事 誰 印

名主 誰 印

組合世話懸 名主 誰 印

月行事持場所は、月行事五人御連印、組合世話懸り加印

御貸附金拝借証文の事

一、私共義奉願候、産業為元手東京府にて、御取扱の金札拝借被仰付、難有仕合に奉存候、返納方の義は来巳正月より同十月迄十ヶ月に割合老々<sup>月</sup>年に付、四朱の利足相添、毎月廿五日より晦日迄の内、無相違上納可仕候、万一人異変の義御座候は、証人引受急度返納可仕候、為後仍如件

明治元辰年何月

一、元金三両 何町誰店誰 印

一、元金何両也 何町誰店誰 印

明治元年十二月七日〜二十三日

何町誰店証人誰印

東京府 金札御貸附所

町触

空米帳合商ひの義は、前々製禁<sup>（とど）</sup>に有之候所

御一新以来相馳み候義は心得違致、武家弘米等の名目を仮り、私に会所杯と唱へ、空米の取引致候者有之哉に相聞、以の外の事に候、以来心得違致し、紛敷取引致し候もの於有之には、無用捨吟味の上、携り候もの迄夫々御仕置可有之候

右の趣町中不洩様可触知もの也

辰十二月廿二日

組々世話懸惣代 浅草東仲町 名主 次郎左衛門

外七人

右御達申候

一、拝借願書雛形の通り半紙・豎帳に御認め、御出来次第、明後廿四日朝当所へ御持寄可被成候、其節最奇世話懸りにて調印可致候

辰十二月廿二日

御用伺当番

町触

先般被 仰出候来春再

御臨幸被為 遊候に付、日本丸於 城蹟に、宮殿御造營被 仰出候間、早々取懸候様御沙汰の事

十二月

右の通被仰出候間、稼人足願度ものは、其町々名主迄早々可願出事右の通り、町中不洩様早々可触もの也

十二月七日

右の通り東京府におゐて被仰出候事

右は達日数延引相成候へ共、記置もの也

十二月廿二日

組々世話懸 名主 共

府内町人共呼出方の義、向後別紙雛形の通り、諸懸り役より差出候間、遅滞無之様召連可罷出候

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件



何町誰店誰

右のもの明幾日何時召連罷出、何懸りへ可相届もの也

月日

東京府

押切 右町 何人

金札拝借のもの、調書御出来次第、来廿五日御支配限御差出可被成旨申達候処、右は組合限り御束ね、別紙の通り合高御添、同日呉々も無間違御差出可被成旨、金札御貸附所にて被 仰渡候間、此段御達申候、以上

十二月廿三日 御用伺 当 番

一、金何拾両 何拾人

但耆人に付、金三両つ、

一、金何拾両 何拾人

但耆人に付、金四両つ、

一、金何拾両

但耆人に付、金五両つ、

一、金何拾両

但耆人に付、金六両つ、

メ合金何拾両也

右の通り御座候、以上

十二月廿五日 何番組 名 主

杉浦式三郎

右は当府権判事被 仰付候事

十二月廿三日

右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、

明治元年十二月二十三日〜二十四日

仍如件

十二月廿三日 御用伺 当 番

浅草聖天町 名 主 伊三郎後見 作左衛門

同所元鳥越町 同 善次郎粹 善之丞

永富町 同 清八郎

巢鴨町 同 政右衛門

小石川大塚町 同 安右衛門

四谷伝馬町 同 孫右衛門

関口水道町 同 佐一郎

右は世話掛助申付

差上申御請書の事

一、毎年正月三日、旧幕府へ年頭の節、古町と唱候町中より樽・熨斗、名主共・角屋敷町人共より銘々扇子・箱献上仕来に付、来巳年義も例年の通り年頭御札の節、右品々献上仕度奉願上候処、右献上物以来相止め可申旨、被 仰渡奉畏候、依之御受書奉差上候、仍如件

辰十二月廿四日

世話懸 名主惣代 馬喰町 名 主 吉左衛門

外三人

明治元年十二月二十三日〜二十六日

町々 地主町人共

十二月廿三日

御用伺 当 一番

町会所七分積金の義、当六月中町入用掛方に付、当分不及相納旨  
及沙汰置候処、右は窮民共救筋の良法に付、追て御仕法替申渡候  
迄、先前の通り相心得可申、来巳年正月分より月々相心得、町会所  
へ積金可相納

外国人居留地関門新規町屋の内左の通

七番組

組々 名主共

右の通申渡候間、其旨可存

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

明治元年十二月廿四日

壹番組地主惣代 三河町壹丁目 家持 半蔵

同組店主惣代 鎌倉町 名主 良太郎

医業の義は人の性命<sup>ママ</sup>関係し、実に不容易職に候、然に近世不学無術  
の徒、猥に方薬を弄、性命<sup>ママ</sup>を誤り候者往々<sup>ママ</sup>不少哉に相聞、大に

聖朝仁慈の御旨趣に相背、甚以不相濟事に候、今般医学所御取建に  
相成候に付ては、屹度規則を相立、学の成否、術の山柄を得と試考  
之、免許有之候上ならては、其業を行事不相成様思召に候条、府藩  
懸におゐても兼て此旨相心得、治下医業<sup>ママ</sup>へ申聞置、各其覚悟を以研  
究可致旨、御沙汰に候事

右の通被仰出候間、市中医醫のものは勿論、其地末々に至る迄、不  
洩様可触示もの也

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

新栄町壹丁目

同町貳丁目

長沢次郎太郎

同町三丁目

同町四丁目

遠藤七兵衛

入船町壹丁目

貳丁目

三丁目

四丁目

鳴崎清左衛門

新湊町壹丁目

貳丁目

三丁目

四丁目

五丁目

岡崎松之助

新湊町六丁目

五丁目

七丁目

八丁目

九丁目

水田善三郎

入船町五丁目

六丁目

七丁目

八丁目

九丁目

南小田原町三丁目

松倉重次郎

右の通昨廿五日、鉄炮洲御役所におゐて支配付被 仰付候

十二月廿六日

右組 世話懸り

町 触

近来産婆のもの共、売薬の世話又は墮胎の取扱等いたし候もの共も有之由相聞、以の外の事に候、元来産婆は人の生命に相拘り不容易職業に付、縦令衆人の頼を受け、無余義次第に候共、決て右等の取扱致間敷筈の処、全不心得より起り候義に付、以来取組の上、急度御咎め可有之事  
右の通り被 仰出候間、町中不洩様早々可触知もの也

明治元年十二月二十六日

十二月廿六日

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

十二月廿六日

御用伺 当 番

町 触

東京住居武士體又は町人體にて、諸有司へ立入、誰殿出入、誰殿内御用と相唱、小大に不限内願筋取扱、或は公事訴訟の世話、賄路の取次等致し候もの、往々有之哉に相聞不埒至極に付、右等のもの及見聞候は、早々可訴出事

右の通り被仰出候間、市中不洩様早々可触知もの也

十二月

右は板札へ認め、御布告場へ張出し置可申旨、被 仰渡奉畏候、仍

如件

十二月廿六日

御用伺 当 番

三番組 組合持場 浅草大護院門前改

浅草岩清水門前

右大護院義、当八月中復飾願の通り相濟候間、町前町銘の義、前書の通り相唱申度段、去る廿三日東京府へ相願候処、願の通り相濟申候、依之此段御達申候、以上

辰十二月廿六日

小口 世話懸

明治元年十二月二十七日、明治二年正月六日

両替屋 行事 共

錢相場の義、金壹両に付、八貫文より拾貫文迄の内に高下可致旨、  
当七月中申渡置候処、其後追々錢潤沢いたし、相場立差支るに付、  
天然の相場を以、致取引度旨願出、無余義次第に相聞をるに付、願  
の通り申付候間、右申渡の趣に基き、格外の高下無之様情々取引可  
致

組々世話懸 名主 共

右の通申渡候間、諸商人共都て正路に渡世致し、猥に諸色直段不引  
上様、精々世話可致

右の通り被仰渡候間、急速行届候様、御取計可被成候、以上

辰十二月廿七日

御用伺 当 番

金札 銀四拾三匁七分

文久 壹貫五百四十八文

右の通り両替屋共より申出る

巳正月元日

町 触

先達て被仰出候通、諸上納金納の分、総て金札にて時々相場を以  
可相納に付ては、諸国見合相場金百両に付、札百弍拾枚を以当分  
上納御定相成候事

右の通り去月廿四日被仰出候間、翌廿五日以来上納の分、酒税金其

外都て右の割合を以、上納可致候、尤兼て相触置候通り、上納高の  
内、五分迄は正金にて相納候ても不苦候

右の通町中不洩様可触知もの也

巳正月

町 触

町人共賊難に逢候節、其時々町役人付添届出候義、難決の趣にも相  
聞候故、向後賊難に掛候ものは、被奪取候品等悉く書面に相認め、  
東京府表向所届箱中へ指入置可申事

但賊召捕、紛失の品は詮義の上、被盜主へ渡遣し可申、尤残品等

有之候は、当人老人にて訴所へ差出可申事

右の通り町中不洩様可触知もの也

巳正月

右御触書東京府にて御渡、組々早々可申通旨被 仰渡候間、此段御  
達申候、尤二た廉は御布告場へ速に張出候様被 仰渡候間、早々行  
届候様御取計可被成候、以上

正月三日

阿部 孫十郎  
尾崎 忠左衛門

来る八日より御用始め公事訴訟御聞被成候

右の通り町中不洩様可触知もの也

巳正月

右御達申候様最奇の分御急達可被下候、以上

正月六日

中 村

東京府御役々朝正五つ時御出勤、夕七つ時御引取相成候間、其心得にて、無遅刻罷出候様庶務方にて被 仰渡候間、此段御達申候、御組合御同役へ早々御通達可被成候

正月六日

御用伺 当 番

町 触

拝領地并社寺等除地の外、村々の地面は素より、都て百姓持の地たるへし、然上は身分違面々にて買取候節は、必名代差出し、郡内の諸役無差支為相勤候事

一、右同断町分の地面は、向後都て町人名前の可為沽券状、然る上は必名代差出町内の諸役無差支為相勤可申事

右の通相心得候様被 仰出候事

十二月

大政御一新に付、天下衆庶同 其所を各其志を遂候様、覆戴玉仁の御趣意に付、鰥寡孤独窮民に至る迄、追々

御賑 恤の道も相立候様、戊辰年已来国事周旋し、  
皇室に勤勞候もの都て姦吏の為に非命の死を遂、其妻子等飢寒に苦

し、且幸に存命に候共、落籍流離候も有之哉に相聞、実に不憫の事に候、依之今般於京都府に、夫々取調、死亡の忠魂を歴祭し、妻子救助等の義執行候、就ては府藩県共、其管轄中、右等のもの有之候は、篤と取調祭祀・救助等行届候段

御仁沢に露候様、可取計旨

御沙汰に候事

十二月

宮・堂上方・府藩県及社寺の家来・小者等日雇・中間・鳶鉢の者の内、間々商戸の見世におゐて高価の品を纔の代錢を以押買致し、又は煮売屋等にて、飲食の上代料不払、立去り候ものも有之哉に相聞候に付、向後右等の振舞致し候ものは、直に召捕候間、家来末々に至る迄、決て心得違無之様、兼て可示置旨被 仰出候事

但心得違のもの召捕候節、若逃去り候は、付入穿鑿可致間、役方に匿し居候共、速に引渡可申事

十二月

富興行の儀、兼て御製禁有之候処、近來諸国におゐて、金銀融通を名とし、或は社寺再建等に掩し興行致候向も有之趣、元來僥

季の弊風、倥倥の利を以、民心を誘惑するより、自然農工商共其職業を惰り、往々是が為に家産を破り候ものも不少哉に相聞、以の外の事に候、斯

明治元年十二月、明治二年二月三日

御一新の折柄右様の所業殊に、御趣意に相戻り候儀、更に嚴禁被仰出候事

十二月

此四廉張出し

右の趣市中小前末々迄不洩様、可触示旨被 仰渡奉畏候、仍如件

正月十四日

御用伺 当 番

覚

東京府出勤の役々一統くじ九時出勤、二時じに退出被遊候旨、尚亦今日御

朝五つ時 昼八つ時

沙汰に付、此程も相達置候通り、公事人共其外出刻の義、正五つ時相揃候様に無之候ては、無益に翌日相延候様にては、却て迷惑にも相成可申候間、右辺の義厚く申合、呉々正五つ時に相揃候様、一統不洩様可申通旨、三村吉兵衛殿被 仰渡候  
右の通り候間、聊無遅刻罷出可被申、尤九時くじと申は、朝正五つ時前にて、二時じと申は、夕八つ時前に有之候間、呉々右刻限早めに可罷出候、以上

正月廿四日

名 主

金札の義は、租税其外諸上納正金百両に付、百弍拾枚の立相場を以、上納被 仰付、於下方には日々の立相場を以、取引可致処、間には諸買物等に不受取ものも有之哉に相聞、以の外の事に候、右様

心得違のものは屹度可及沙汰候条、兼て其旨於府藩県に、遍く可触達もの也

右の通り被仰出候間、町中不洩様、早々可触知もの也

正月廿五日

御用伺 当 番

人相書

正月廿七日

一、年齢廿八才計七

一、面躰瘦 顔色白き方

一、文中中肉

一、半髮中鬚

一、耳少し薄し

一、鼻低き方

一、眼窪み 頬骨高し

一、眉濃せまき方

一、眉間みげんに新き刀疵有之

一、年齢廿四五才計

一、丈高く惣身肥満

一、顔丸き平き方

一、猫背 一、涙眼

(マ)元備前藩

上 田

立 (マ) (モ) (ト)

生国不知

土 屋

信 (延) (雄)

一、眉濃き方 一、口小く

一、唇厚し 一、半髪中髷

一、中国言葉

十津川郷士 中井刀祢尾

一、年齢廿五六才計

一、中丈中肉頬すほり

一、眼細き方 一、髪薄き方

一、半髪中髷

十津川郷士 前田力雄(圖)

一、年齢廿五六才計

一、丸顔 色白く大きき方

一、大肉 一、中背

一、惣髪大髷

右の手親指に新き刀疵有之

(マ)  
元尾州産の僧にて、大坂に住居、其

後京地檀林法林庵塔頭清光寺に住職

鹿嶋又之允

一、年齢廿四才 中丈

一、眼丸き方 髪式寸計延

右の腕に新き刀疵有之

其節着用の衣類等

一、沢(マ)紅呂服連無紋割羽織

一、萌黄綿入襦高袴  
一、高下駄はく

右のもの去る五日、横井平四郎(小南)を及殺害、逃去候に付、府藩県厳密探索を遂、見当次第早々召捕、当官に差出可申、万一心得違隠し置、外より相頭候は、屹度可被処嚴科事

右の通り被仰出候間、市中組々家持・借家裏々不洩様可申通事  
右人相書御渡、急速御布告場へ張出し候様、組々可申通旨、昨二日於 東京府被 仰渡候間、此段御達申候、以上

巳二月三日

尾崎七左衛門

捕亡方下目付頭取 渡辺 由衛

小監察 田中文左衛門

捕亡方下目付兼 渡辺喜平次

小野田大助

加藤保次郎

高橋恒五郎

岡本三一郎

内藤 銀藏

河原清太郎

桜井錦次郎

捕亡方 大澤 藤藏

大八木銀次郎

明治二年二月三日

明治二年二月三日～四日

三井<sup>金</sup>弥十郎  
 吉田敬藏  
 神田吉十郎  
 大竹和二郎  
 三繩茂左衛門  
 小川徳之助

右の通被申付候間、組々早々御達可給候事

二月三日

東京府

捕亡方下目付  
捕亡方

南北小口 年番 名主 中

強盜其外異変届の義、是迄加藤保次郎方へ届来候処、以来拙者共の内渡辺喜平次方へ相届候様、御組合限り早々御通達可有之候、以上

二月三日

捕亡方 下目付

南北小口 年番 名主 中

当正月三日牛馬取扱候者御鑑札願、右御触御座候処、右鑑札相願候もの有無御組合限り御取調、御返答書来七日無間違御腰懸へ御差出可被成候、以上

二月四日

御用何 当 番

今般牧々牛馬生育方・行届方并横浜・神奈川・築地其外居留の外

国人へ牛馬売買の義に付、御取締被 仰出候に付、関八州・豆州・私領を除の外、牛馬渡世のものへ会計官附属御馬方鑑札可相渡間、老枚に付永七百五十文つ、可相納候、無鑑札のもの不相渡、冥加は其領主へ可相納筈、御主法被為建候条、其旨相心得、銘々出府の上、鑑札受取候様可致事

但鑑札の儀は東京龍の口会計官におゐて可相渡間、其旨可相心得、尤馬老正に付、代金百両より以上は不相成、兼て相達置難形の通り、其国の寄場村御組合願書取調可差出候、則持参のものへ鑑札相渡可遣間、其段可相心得候

右の通御領・私領・社寺領共牛馬渡世のものへ、不洩様可触知もの也

辰二月

会計官

昨年

還幸の砌被 仰出候

御沙汰の通

伊勢大廟

御参拜、東京

御臨幸来三月上旬

御廢輦被為遊候条被 仰出候事

正月

右の通り於京地被 仰出候間、町中不洩様可触知もの也

二月

右の通御布告場へ張出し可申旨、組々早々申通し候様、被仰渡奉畏候、仍如件

辰二月四日

本町四丁目 名主 文左衛門

外九人

町人共盜賊引合に付、被 召出、御吟味の上、被盜品金銭遺捨行先不相分口々は、以來一件落着の節、被盜主御呼出し無之、御用伺名主共へ御沙汰有之、当人共へ申通候様可相心得旨、訴訟方にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

二月七日

御用伺 当 番

貧民金札拝借願書差出有之候ものの外、猶取調願書来十二日当所へ御持寄可被成候、同断納月番御日延願の義、同日御打合御願可申上候間、無御不參御出勤可被成候

拾貳番組

拾三番組

拾五番組

拾七番組

右組々御貸附の分、本証文早々差出可申候

一、以來願書并証文其外共

臨時仕法

明治二年二月四日〜十三日

御役所

右の通相認可申事

二月九日

覚

一、町々御伝馬金納高

但沓ヶ年分納高、沓町限沓小間に付、何程つ、申請

但何間間口に付、馬何疋と申請

但町内公役上納高沓ヶ年分小間員数并沓小間に付、何程と申請

但何ヶ年已前より御伝馬定免之に相成候義歟

右の廉々明日中取調、差出候様御達申候、以上

巳二月十三日

名 主

消防掛

中山彦四郎

荻野源三郎

中村三左衛門

尾崎惣之助

同下役

村井伝次郎

伊沢浅八郎

中嶋彦蔵

吉野吉三郎

高木伊助

明治二年十二月十日〜十二月十二日

棚橋喜太郎

右は組々へ不洩様早々可相達事

己二月十一日

旧冬相触置候濁酒作高式拾石以上のもの共、式百石造を限り差免候間、来十五日より廿八日迄一・六の日相除、東京府局内濁酒収税所へ、触面の割合を以、税金持参鑑札為受取、当人共可罷出候事

但四つ時より八つ時迄の事

拾石造の向は差免し不相成候間、酒造相稼度もの共は、来晦日迄式拾石以上の増石を以、願出可申事

一、初年は式拾石造り税金八両、翌年よりは六両の積り、相心得可申事

右の通旧冬願出候濁酒造人共へ不洩様可相達、尤<sup>一百</sup>式十人程つゝ罷出候積り、組合分けにて申合罷出可申事

右の通組々不洩様、早々通達可仕旨、被 仰渡奉畏候、仍て如件

己十二月十日

御用伺 当 番

右の通一昨十日被 仰渡候に付、濁酒造願人共、鑑札為請取罷出候人数相伺候処、式拾石以上願済可相成者、罷出候日限・名前書御渡相成候積りに付、兼て税金等納方差支不申様、御組合限り早々御通達可被成候、以上

二月十二日

御用伺 当 番

右は今般御雇の上  
東京府捕亡方被 仰付候間、早々組々通達可給事

己二月

捕亡方

同下目付

同頭取

一橋大納言家来 大林辰蔵<sup>作</sup>

田安中納言家来 小川七三郎

松平和泉守家来 渡辺清蔵

板倉主計頭家来 丹島与八〇

黒田筑後守家来 篠崎吉助

大久保佐渡守家来 遠藤清六〇

保科弾正忠家来 五十嵐留五郎〇

中山備中守家来 鈴木平右衛門

酒井下野守家来 斎藤泰之助

細川玄蕃頭家来 池田伊兵衛〇

米津伊勢守家来 三浦徳兵衛

山口周防守家来 大木藤十郎

稲葉備後守家来 小川新八郎

井上伊予守家来 佐竹泰次郎

柳沢信濃守家来 皆川金蔵〇

新庄下野守家来 佐伯新八郎

強盜其外異変届の義、渡辺喜平次方へ相届候様、及御達置候処、以来拙者共の内田中文左衛門方へ相届候様、御組合限早々御申通可給候事

巳二月十日

捕亡方 下目付

捕亡方

是迄外国航海(ガマ)の者へ御渡相成候印鑑、今般御改造相成候に付、当時海外諸国へ罷越候者の姓名(姓)・年齢等土農工商に不拘巨細取調、来二月中東京外国官へ可申出旨、御沙汰に候事

正月

行政官

今般大政更始四海一家の御宏(くわう)

謨被為(ほも) 立候に付、箱根始め諸道(もろちしり) 御用伺 当 番 印

関門廢止被 仰出候事

正月

行政官

世上通用金銀の内、贖金在之、難洪の輩も在之趣相聞、難相濟義に付、今度本町老丁目へ金銀并金札共包座御取建相成候に付、諸上納物は勿論、若疑敷金銀等有之候は、同所へ持参改可受事

二月

行政官

東京市中行斃れもの有之節は、自今地主・町名主共より早々東京

府可出事(脱アルカ)

二月

行政官

上野国 岩鼻県

常陸国 若森県

武蔵国 品川県

同 国 大宮県

上総国 宮谷県

右は新県御取建相成候旨被 仰出候事

二月

行政官

右の通り被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

巳二月十三日

御用伺 当 番 印

御郭内は勿論、御郭外東は本所扇橋川筋を境、西は麻布・赤坂・四谷・市谷・牛込限り、南は品川県堺より高輪町裏通り・白銀台町式丁目・麻布本村町通、北は小石川伝通院・池之端・上野・浅草寺後より橋場町を限り

右場所別紙絵図面朱引の内は、諸藩邸其外家作等取払、田園に致候義は不相成候事

但外郭屋敷地は被 召上、家作の義は出格の思召を以被下候旨、

徳川家来へ相達候へ共、家作等取払候ては難洪の趣に可有之候間、其段は急々可伺出候

明治二年正月〜二月十三日

明治二年二月十三日

右朱引の外は、諸屋敷又は明地等を開墾致し、仕立可被成候、是迄朱引外住居相成居候朝臣其外、成丈朱引内へ転居、又は拝借等場所見立可願事

但巨細の義は、書取を以可相伺候

右の趣御府内武家・社寺・町方へも不洩様可触知もの也

二月 東京府

右の通り早々町中不洩様可申通旨、被仰渡奉畏候、為後日仍如件

二月十三日 御用伺 当 番

府内外御朱引御下け絵図四枚引分方

壹 番組	六 番組
貳 番組	八 番組
三 番組	九 番組
拾 壹 番組	拾 壹 枚
廿 壹 番組	拾 九 番組
よし原	
四 番組	拾 五 番組
五 番組	廿 番組
七 番組	拾 四 番組
拾 七 番組	拾 三 番組
拾 六 番組	拾 貳 番組

拾八番組

右の通り引分け、順達仕候様申合仕候

二月十三日 御用伺 当 番

金札拝借願候もの共の内、窮民に限り、格別の御仁恵を以御貸渡し、翌月より貳拾ヶ月に割合、金札を以返納御聞濟相成候に付、左の通り

一、金六両口 貳拾ヶ月に割、壹ヶ月金壹分銀三匁、此内金壹分つ、月々返

納、銀端の義は、貳拾ヶ月分合金壹両皆納の節、相納可申候

一、金五両口

同断壹ヶ月金壹分

一、金四両口

同断壹ヶ月金三朱と銀七分五厘、此内金三朱つ、月々相納、

銀七分五厘は貳拾ヶ月合金壹分皆納の節、相納可申事

一、金三両口

同断壹ヶ月金貳朱銀壹匁五分、此内金貳朱は月々相納め、壹匁五分は貳拾ヶ月分金貳分皆納の節、相納可申事

利足の義は皆納の節、猶伺の上取集め申候積り、右割合の通一と組合限り、正月分は来廿五日、二月分よりは翌月五日限り、世話懸りより取集め、相納候様可仕候

右の通り申合候間、此段申上候、以上

巳二月十三日

世話懸り 名主 共

貧民拝借金札返納方の義、別紙の通り申上候処、被置御聞候間、此段御達申候、以上

巳二月十三日

御用伺 当 番

来十四日より上野黒門、昼の内開門被 仰出候間、是迄の通諸人参詣或は花見等勝手に登山致し不苦事  
右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳二月十三日

当 番

七分積金当月分より、先前の通り上納可致旨、去辰十二月中被仰渡御座候に付、右積金の義に付、願出候町々も有之候へ共、是迄の通り組々日割上納為致候様、東京府より御沙汰有之候に付ては、当月分、左の日割の通り、四つ時御差出し可被成候

- 廿一日 壹番組 貳番組 拾壹番組 拾貳番組
  - 廿二日 四番組 五番組 六番組 七番組 八番組
  - 廿三日 九番組 拾番組 拾五番組 拾九番組
  - 廿四日 拾三番組 拾四番組 貳拾番組
  - 廿五日 三番組 拾六番組 拾七番組 拾八番組 廿壹番組
- 吉原

右の通り組々・番外・月行事持場所共早々御通達可被成候、尤来三

明治二年二月十三日〜十九日

月より先々納め、定日の通り御心得御差出可被成候、右御掛り御役人中被仰聞候間、御持組々へ御通可被成候、以上

巳二月十三日

町会所 年 番

右は御組合限り急速御通達可被成候、以上

巳二月十四日

拾四番組 御用伺 当 番

神田・玉川両上水、此度会計官管繕司取扱被 仰渡候に付、諸事は迄の通り相心得、樋・枅修復其外諸届・訴等当司へ可差出もの也  
二月十日  
龍の口 管繕司

右の通御達到来に付、此段及御達候、以上

二月十四日

瀧山 隼之助

- 誰支配  
何町外何ヶ町
- 一、金六兩の口 何人
  - 金壹分
  - 合金何拾兩也 此札 何十枚
  - 一、金五兩の口 何人
  - 金壹分
  - 合金何拾兩 此札 何拾枚
  - 一、金四兩の口 何人
  - 金三朱也
  - 合金何兩 此札 何拾枚

金三朱也

合金何兩 此札 何拾枚

明治二年十二月十九日

一、金三両の口 何人

金貳朱也

合金何両 此札 何拾枚

右四合 金何拾両

内老両札 何枚

老分札 同

老朱札 同

右の通取集め、相納可申候、以上

二月十九日

本郷老丁目 名主 源兵衛

外貳人

組々世話懸 名主 共

近来隠売女同様の及所業候もの有之趣相聞、不埒の事に候、右は先  
前より厳禁の所、畢竟町役人教育方不行届より右躰猥に相成候に  
付、今般町触差出候間、触面の趣意厚相心得、精々世話方行届候様  
可致、尤如何様心懸け候ても、難行届難洪人も有之候は、其筋へ  
可申立候

二月十九日

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

二月十九日

組々 老人宛 受 印

町 触

近来地獄と唱へ、或は茶汲女と称し、売女同様の稼致候もの多分有  
之趣、以の外の事に候、間々は今日の渡世に差支、右様稼等致候者  
も有之哉に候へ共、人として淫を売稼と致候杯、甚不耻(ママ)の至候、譬  
如何様の難洪致し候共、各相応の管方も可有之処、昨今に相成候て  
は、弥増悪風押移り、只管眼前の安逸而已を相計り、甚敷に至り候  
ては、其親共より蜜(密)に売淫の事杯申進め、於当人にも、亦恥べき義  
にも不存由に、日々淫乱を遂(に流れ売本)には尤心をも取失ひ候次第にも成行可  
申候間、今より右様の稼致候ものは、何れも銘々本心に立戻り、速  
に正路の産業に在付、心得違無之様可致候、殊に隠売女の義に付て  
は、先前より嚴敷触達も有之候処、心得違致候段不届の事に候、向  
後右様不正の稼致候におゐては、親族・抱主は勿論、所役人迄嚴重  
の咎可申付候条、堅相守り可申もの也

巳二月

一、手習師匠  
一、素読師匠

右業躰致候もの、名前并男弟子何人・女弟子何人と申義、委細御取  
調、半紙・竖帳御組合限り御認め、来廿二日御腰懸けへ御持寄可被  
成候、此段御達申候、以上

二月十九日

御用伺 当 番

組々世話懸 名主 共

世話所聞紙<sup>(マ)</sup>出板御許相成候間、市中人民に至る迄、廻り知覚致し存  
寄有之候ものは学校へ罷出候様可致事

右の通市中へ早々可触知者也

二月十九日

来廿三日・廿四日・廿五日、三日の間吹上御庭御掃除に付、東京市  
中土民男女に不抱、勝手に拝見可致事

但半蔵御門より吹上西御門入、植木御門より竹橋御門へ可罷出、

尤御場所柄の義に付、混雑不致候様人々静肅に可心懸候事

右の通市中不洩様可触知もの也

二月

組々世話懸 名主 共

来廿三日・廿四日・廿五日、三日の間吹上御庭御掃除に付、東  
京市中土民に不限、勝手に拝見可致旨被 仰出候間、拝見致度も

のは朝五つ時より夕七つ時迄に罷出可申候

一、市中一時に群集致し候ては混雑可致候間、老番組より廿老番組

迄別紙日割の通三日の間、各罷出可申候

一、御場所柄の義に付、不作法の義無之様、慎て拝見可致候、尤酒

喰等持参致候ては、決して不相成候

右の通組々番外迄不洩様、早々名主支配限可申聞

明治二年正月十九日〜二十一日

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

廿三日

老番組 貳<sup>拾</sup>番組 三番組 廿老番組 拾老番組 拾貳番組

廿四日

四番組 五番組 六番組 七番組 八番組 九番組 拾五番組

廿五日

拾番組 拾三番組 拾四番組 拾六番組 拾七番組 拾八番組

拾九番組 廿番組 番外吉原

右御達申候、以上

二月十九日

御用伺 当 番

昨日布告致候町人共御庭拝見の節、吹上□西御門内より植木御門迄  
下駄・駒下駄等用ひ候義は、決して難相成候間、心得違のもの無之様  
可致候

右被仰渡の趣、裏々店々迄行届、受印取置候様、家主より可申聞旨  
可被申通候

二月廿一日

名 主

府藩県管轄の地、百姓・町人共旧幕府より苗字帯刀差許又は扶持遣  
し、諸役免許等申付候義、一切廃止被 仰出候事

正月

行政官

右の通於京都府被 仰出候に付、相達候事

明治二年二月十二日〜二十四日

巳正月十九日

東京府

先達て中写落に付、改て記置もの也

二月十九日

神田・玉川両上水、此度会計官宮繕司取扱被 仰渡候に付、諸事は迄の通心得、樋・枅修復其外諸届等当司へ可差出旨、先達て相違置候処、御普請樋・枅、造作・御修復の義は、当司取扱、府内持場の義は、是迄の通り、東京府持被 仰出候、諸届等同府へ可差出旨、此段猶又被申渡候事

巳二月十二日

会計官 宮繕司

西京・東京共

組々 世話懸 名主 共

皇国の首府にして、教紐の根元に候へ共、仮初にも非礼非儀の情態有之候ては、其幣(ママ)普く御国内に及候事故、卑劣の義は有之間敷筈の処、近来墨画并猥ケ間敷錦絵等を売買致候者も有之哉に相聞、且又見世物等と唱候類にも、見苦敷招き看板を差出し如何敷躰を致し、小兒翫物の内にも男女淫躰等をも相見へ不埒の至に候、向後右様卑劣の義は致間敷、万一右様の類致売買候もの於有之には、其品取上け札の上、当人は勿論名主・五人組迄夫々咎可申付候条、心得違無之様可致事

右の通り組々不洩様早々可申通旨、被仰渡奉畏候、為後日仍如件

巳二月廿二日

御用伺 当 番

組々世話懸 名主 共

男女入込洗湯の義、兼て停止の趣、前々より触達も有之候処、兎角(密)蜜々入込風呂渡世致候族も有之哉に相聞、不埒の事に候、向後葉湯たり共、男女入込不相成候、右渡世のものは、這入候は勿論、左右窓二階等へ暖簾或は簀垂を掛置、往還より入湯人一切見通不相成様可致、尤以後家作建直し候節は、外家並より引去り、表構へ板塀仕付候様可致、万一心得違のもの於有之には、当人は勿論其所名主・五人組迄屹度咎可申付候条、心得違無之様可致事

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍て如件

巳二月廿二日

御用伺 当 番

東京市中又は町統武家方等へ異変の義有之候は、御申越有之候様及御達候へ共、兎角時日押移り被相届、差支候義も有之候間、以来等閑等無之、早々御申通可給候事

但本文届の義以来、加藤保次郎・高橋恒五郎内東京府調所へ御差出可被成候、以上

巳二月廿四日

東京府 捕亡方 下 目付

世話懸り 名主 中

沼田家御屯所へ拙者共被相呼、隊長より御談の廉、兎角夜中強盜・

押込風聞高に候に付、召捕方一と際相励申合候に付、最寄に分隊所を設け、夜中三隊差出し巡邏の間には為休息と詰所へ兵隊差置候間、持場町々におゐても厚心懸け、賊徒立廻り候は、其家の近隣は不及申、誰にても見聞候は、抜出、最寄分隊所へ時刻不移、注進可罷越旨、町々名主共相心得、支配町々のものへ急速可申付旨、御談有之、且持場内町銘并名主名前等認差出候様、是又御談に付、拙者共方にて相認め、差出置候間、御段御承知可被成候

但沼田家御持場相改り、場所別て御取締相立候上、御分隊所出来に付、其最寄々々へ日々用聞、右場所へ御伺、御本営へ御用聞に御出に不及候振合に被申聞候

右御達申候、急速順達可被成候、以上

巳二月廿二日

山中又太郎

嶋田次右衛門

昨廿八日より塩町三丁目番屋へ、分隊被差出候に付、此段廻章差出置候間、記置もの也、尤当月義は、く組月番に御座候間、当町より差出申候、以上

巳二月廿九日

塩巻庄 吉

御馬当物の為、於軍務官に三月朔日より朝・昼・暮三発つ、発炮致候間、為心得と町々不洩様可触知もの也

二月晦日

明治二年二月二十二日～三月三日

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

二月晦日

御用伺 当 番

昨年来関口・瀧の川製造局の鉄物諸器械并銃隊等致紛失、不正の廉も不少候に付、今般遂詮義候条、於市中にも総て銃隊・器械所持致候者来る十日迄に関口鑄造局へ可届候、若隠し置他より露頭におゐては、曲事可申付候事

三月

右の通被仰渡、早々御布告場へ張出しの上、名支配限り渡世もの不洩様、可申付旨奉畏候、仍如件

馬喰町 名主 吉左衛門

外七人

右は東京府におゐて被 仰渡候間、早々行届候様、御取計可被成候、以上

三月二日

拾四番組 御用伺 当 番

昨年九月中市中為取締と、諸藩へ被仰付候節、傍示杭其外雑具類等取纏め、早々当府へ持参可仕旨申通候様、被 仰渡奉畏候、仍如件

巳三月二日

拾四番組 御用伺 当 番

東京市中革渡世もの、名前急速取調差出候様、捕亡方より御談に付、御組合限り半紙・堅帳に名前御認め、来る七日四つ時御腰懸へ

明治二年二月二十九日～三月六日

御差出可被成候、以上

三月三日

長沢次郎太郎

近來武家門内軒下に、脱有之候下駄盜取候もの、又は右品を買取、往還橋台脇にて売捌候趣相聞、以の外の事に候、此上見掛次第召捕、嚴重の御仕置可申付事  
右の通町中不洩様、可触知もの也

巳三月

博奕賭の勝負禁製<sup>\*禁制\*</sup>の処、今以不相止、間々は不法の義申懸け、盛場

又は町家等におゐて、金錢をねたり取、或は往還にて博奕又は紛敷賭の勝負いたすもの有之は、召捕嚴重の御仕置可申付候事  
右の通町中不洩様、可触知もの也

巳三月三日

御用伺 当 番

御東幸

御発輦、来月七日御治定被 仰出候事

二月

今般再御東幸に付ては、御道筋宿藩具共、簡易の御趣意を奉戴し、諸事取扱可致候、殊に追々農事繁多の時に趣候<sup>(趣)</sup>へは、人夫・使役等別て心を用い、無益の設致間敷、押て昨年の振合を以、万端可取扱

候、委細の義は、近々御先調のもの罷越、差図可致間、此旨相達候事

近來道筋非常の往來打続、下々難洪不成一形候に付、今度東京供奉の面々、殊更御綏撫の御趣意を奉體之、海道休泊人民遣方等、篤と心を用ひ、小風下方の難洪相省候様可取扱、万一權威ケ間敷振舞於有之には、本人は勿論、其主人・長官の越度たるべく条、末々小前ものに至る迄、主人より嚴重可申付事

巳二月

今般供奉の面々へ、前条の通り相達相成候間、於府藩具にも、此旨相心得不所業の輩於有之には、屹度承札無用捨可申出候事

巳二月晦日

右は同日御達落に相成候間、触町にて写取記置もの也

巳三月六日

組々世話懸 名主 共

尾張・紀伊・水戸三家貸附金・為替金等滞候分、於当府取立申付候処、自今右金子相對にて可取立旨、三家へ相達し候に付ては、市中のもの共無滞濟方致候様、末々のもの迄不洩様可申通  
右の通り被仰渡奉畏候、仍如件

明治二巳年 組々世話懸 品川町 名主 庄左衛門

二月廿九日

外七人

右の通り於東京府被

右の通被仰渡被 仰出候間、組々不洩様早々可相通旨、被仰渡奉畏候、仍如件

仰渡候事

明治二巳年二月廿九日

組々世話懸

小左衛門

三月六日

名主

外六人

右の通只今達来候間、此段御達申候、以上

今般

巳三月六日

名主

女御入内

立后御大礼被為濟候に付、東京一管官より九等官迄、為恐悦と献物の義

組々世話懸

名主共

の義

御再幸の上、御受被為遊候間、此段相心得候事

一管官より四管官迄人別に禁中へ

太刀

老腰

大宮御所へ

武家其外身分違のもの、是迄町地面所持のものは、屋敷改帳載致来候処、先般御布告有之候に付ては、町分の地面は一般に町人名前相成候上は、以後屋敷改め帳載に不及、他国のもの買求め候振合に、誰支配人別の町人を沽券代に為相立、致売買不苦候、是迄町載相濟候分も、早々右振合に為相改可申

中宮御所へ

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳三月七日

浅草東仲町

名主

次郎右衛門

五管官より九管官迄、各管官毎に組合

外七人

禁中へ

干鯛

老箱つ、

組々世話懸

名主共

大宮御所

中宮御所

干鯛

老箱つ、

二月

行政官

盜賊引合等にては、下々のもの及難義候哉とも相聞候に付、以来盜賊捕及糺候節、盜難訴差出置候分は、別段為引合と不呼出間、紛失并紛數手續巨細に相調、訴置候様可致  
右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

明治二年二月二十九日〜三月七日

明治二年三月七日、十日

巳三月七日 組々名主惣代 本八丁堀町 名主 松之助

外七人

去九月中市中取締のため、諸藩へ隊長被仰付候節は、傍示杭并屯所  
雑具等取纏め、当府へ差出候様被仰渡、御受書差上御達申置候処、  
右屯所へ相用候雑具の外、畳・建具等嵩候品は、一と先伺の上、御  
取計可被成候、以上

巳三月七日

御用伺 当 番

去辰九月中市中御取締のため、諸藩隊長被 仰付候節の傍示杭并屯  
所雑具類相調候上は、右持運び車力賃等一と纏めに書出し候様、御  
沙汰に付、来十五日当所へ御持寄可被成候、以上

右賃銀の義は、何所より東京府迄何人・引車何輛、且何の誰様御  
取締場所・屯所、傍示杭并雑具類持運賃銀と御認め方可然奉存候

巳三月七日

御用伺 当 番

今般市中取締筋改正に付、一同名主役差免、右の通被 仰渡奉畏  
候、為後日仍如件

巳三月十日

右町 名主 受 印

町 触

今般市中東京取締筋御改正に付、是迄の名主共一同被 廃止候事

一、御改正に付ては市中一般逸別を立、町々組合を定め、町入用為

取扱候筈に付、其旨可相心得、尤組合等の義は、追て相達し可申

事

右の通町中不洩様、可触知もの也

巳三月

右の通被仰渡奉畏候、早々張出し可申候、為後日仍如件

三月十日

元定世話懸 繪物町 元名主 又右衛門

外八人

町々町入用、聞小間支配限り老町毎に相認め、明朝御持寄可被成候  
老ヶ町分支配限り、老町毎に役料高老ヶ年支配分、臨時収納高御認  
御持寄可被成候

御白洲被仰渡承り書、今般市中御取締筋御改正に付、名主一同被

廃止、年寄申付候に付、右年寄可相勤仁才のもの相揉み、封書を以

今九つ時迄可申立

三月

今日御達町入用聞小間并同役老町限り役料高御取調、即刻市谷初芝  
へ御持寄可被成候、右は呉々遅々相成候ては差支候間、無間違御持  
寄可被成候、以上

三月十日

元組合 世話懸り

世話懸 名主共

元名主共一同、門并玄関取壊可申

右の通り早々可申通

三月

右の通り被仰渡奉畏候、仍如件

三月十二日

世話懸 中年寄 馬込 勘解由

星野又左衛門

町々名主共相改、新に中年寄・添年寄申付候間、為心得と町中不洩  
様、可触知もの也

三月

右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

三月十二日

世話懸 中年寄 馬込 勘ケ由

星野又左衛門

中年寄惣代 馬込 勘解由

星野又左衛門

添年寄惣代 池田 七兵衛

一、組合の義、当分是迄の通り相心得、右組内訴訟并通例の分、其  
町月行事・五人組にて取計、決兼候義は、中年寄・添年寄の内申

明治二年三月十日〜十二日

聞、取扱候義に御座候

但年寄住居手遠町々にて、難義可致哉に付、本文の通申上候

一、御呼出し差紙の義は勿論、其町月行事にて御請仕度

右の通り被仰渡奉畏仍如件

三月

一、公事出入物、其家主・五人組差添、罷出候様仕候

但入組候出入、支配有之分年寄差添、罷出候様可仕、場広の町

々御用多の義に付、本文の通申上候

右区別御仕法相立候迄、仮に申合仕候、此段御達し申上候、以上

三月

右の通申上置候間、此段御達申候、以上

巳三月十二日

世話懸 肝 煎

町々区別御仕法相立候迄、町年寄会所窮民御救の義は、其町内家主より

月行事へ申聞、五人組立会致見分、事実相糺、是迄の給合マツの振合書

面に認め、其家主・五人組調印、月行事奥奥印願出候は、御救被下

候に付、元組合町々行届き候様御取計可被成候、以上

巳三月十二日

町会所 元年番

町々 中年寄

添年寄

明治二年二月〜三月十二日

其方勤中、相当の役給可相渡候へ共、銘々助成の為、町並の家作にて商ひ勝手次第相始め可致事

巳三月

右の通被 仰出候間、此段相達申候、以上

巳三月十二日

嶋田次右衛門

町 触

一、鉾山開拓の義は、其地居住のもの共故障無之候は、其支配々々府藩願願の上、堀出し不苦候、府藩県におゐても旧習に不扼速に差免可申付事

但是迄堀来候共、都て鉾山司へ府藩県より可届候事

一、金銀銅共山本にて十分精鍊の上、差出可申、尤丁銅に仕立、仕出候共不苦候事

但銅の義は、器物にても御買上げ相願度分は、鉾山局へ差出可申事

一、金銀銅共鉾山司にて定位相立置候へ共、時の時の相場を以、売買致候義不苦事

但外国へ売渡分は、急度運上所へ届の上、可取計筈、密売於有

之には、嚴重の仕置可有之事

一、府藩県所料の金銀出高、年々鉾山局へ可届出事

一、近頃無頼の輩

御一新の御趣意不相弁、種々名号を唱、鉾山を巡覽、村民を悩

し、金銀を掠奪いたし候様の義、有之旨相聞、以の外の事に候、時宜に寄、召捕候共不苦事

但鉾山司より黙捨差出し候節は、会部官へ親書并駅通司の印形

持参、差出候筈の事

巳十二月

右の通被仰渡候間、為心得相達候事

會計官

二月

行政官

町 触

一、佐渡県の義、越後府管轄へ被 仰付候間、為心得と相達候事

巳三月

行政官

大政更始以来、旧幣一洗、言路洞開、上下貫徹、少も壅弊無之、天下有志のもの、竭丹誠為国家無忌憚致建言候に付、御撰用相成候へ共、猶実効の不立廉々有之、畢竟 御旨趣貫徹不致、有志のもの撰挙に相洩候哉、深く

御 煩念被為 在候に付、此度於 東京城に、待詔局被為 開候間、有志のもの、草莽卑賤に至る迄御為筋の義、早々建言可致、篤と議論相遂、其所長を以、夫々御用可被 仰付

御趣意候間、向後潜伏隠遁鬱々、其志を不達もの有之候ては、誠尽忠の素志相悖り候間、尚上下一致、偏に尽力可致旨被 仰出候事

三月

行政官

去る七日

御発輦被為遊候間、為心得と相達候事

三月

行政官

中年  
寄中

新潟府被廢、改て新潟県被立候旨被

仰出候間、為心得と相達候事

三月

右の廉々張出し可申旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

巳三月

世話懸 中年寄 印

今般市中区別、中年寄・添年寄へ取扱被仰付候、就ては監察・小監察より内察御用筋等直に申談候義も可有之間、聊無差支 相心得居候様可申事

三月十九日

東京府 監察

安藤 十郎

石井 千尋

宮和田勇太郎

井上新しん一郎

波川 直勝

福岡喜太郎

小監察

田中文右衛門

尾上与之助

片山鋼太郎

大津貫吾

福田田右衛門

角田音三郎

久保庭左門

石井富弥

植松半七

江間鎌次

杉茂兵衛

富田熊太郎

押鐘善八

牧野庄太郎

田中祐之丞

川嶋善兵衛

渡辺喜太郎

青柳儀八

中村勝蔵

鈴木善右衛門

明治二年三月一三月十九日

明治二年三月十九日

鈴木藤兵衛

右は今般被 仰付候間、組々早々御申通可給事

但中嶋与八・遠藤清六・五十嵐富五郎・池田伊兵衛・皆川実蔵

義は職務被差免候

東京府 捕亡方

組々 中年寄中  
添年寄中

東京府附上納地、請負地、元町年寄、石出帯刀上地の分、坪数当時  
上り高取調、元何番組の処、今般何番組と見訳け、宜敷様相認め、  
耆冊限り合冊にて、来月十五日迄に可差出旨、出納方にて被 仰渡  
候間、同日当府へ御持寄可被成候

三月十九日

御用伺 当 番

世話懸肝煎・世話掛・中年寄共の内式人、五区組合中年寄・添  
年寄共の内耆人つ、右の通り申合、当府へ日々相詰御用取扱候  
様可致事

一、今般町々区別毎に中年寄耆人・添年寄耆人、中年寄の内世話懸  
五区を心得候積り

一、一区の内、諸用向通達方其外都て、取扱所耆ヶ所町並の内、有  
来の自身番、又は相応の明家取繕ひ、其場所へ出張いたし、用便  
取扱、且呼使のもの耆人・書役耆人差出置、書物多端の節は、町  
々より両三人書役のもの呼上げ、呼使のものも右に准し、町々抱

番人呼上げ候間、格別の入用相掛け申間敷哉、此入用は一区町々

割合出銀可致候

右御内慮奉候、以上

世話懸 中年寄共

御 付 札  
書面伺の通り相心得、町用取扱所諸入用、耆ヶ年見込取  
調、早々可申立事

開<sup>かい</sup> 懇<sup>こん</sup>場<sup>ば</sup>周<sup>しゅう</sup>回<sup>かい</sup>町<sup>ちやう</sup>銘<sup>めい</sup>元<sup>げん</sup>御<sup>ご</sup>組<sup>ぐみ</sup>合<sup>あ</sup>取<sup>と</sup>調<sup>てい</sup>、明<sup>めい</sup>廿<sup>に</sup>日<sup>にち</sup>元<sup>げん</sup>番<sup>ばん</sup>組<sup>ぐみ</sup>世<sup>せ</sup>話<sup>わ</sup>懸<sup>けん</sup>にて、当<sup>たう</sup>所<sup>しよ</sup>へ  
無<sup>む</sup>相<sup>さう</sup>違<sup>てい</sup>御<sup>ご</sup>持<sup>ぢ</sup>参<sup>さん</sup>可<sup>か</sup>被<sup>べ</sup>成<sup>じやう</sup>候<sup>こう</sup>、此<sup>こゝ</sup>段<sup>だん</sup>御<sup>ご</sup>達<sup>たつ</sup>申<sup>まを</sup>候<sup>こう</sup>

三月十九日

世話掛

去る十五日、御布告有之候戸籍に外し候有産・無産のもの取調振伺  
候処、右は当時町方現在住居仕候もの、人別御取調の義にて、無人  
別のものへ御沙汰の品等有之義には無之候間、心得違不致様御演  
税<sup>(説)</sup>に付、御組合限り御通達可被成候

一、現在住居人別入の分 耆 冊  
一、同無人別のもの 耆 冊

但身分違にて、暇取工商に相成候義は、其訳御調へ、当人名前  
上へ御書載可被成候、尤右の分は、別段御調筋等の義は無之候  
間、有躰に取調へ申上候事

右の通老町限り入念取調、半紙・竖帳、片面四人つ、御認め、一区宛御取纏め番組相記、町数・人数・竈数等相溢書御添、来晦日御持寄可被成事

三月十九日

世話懸

差上申御請書事

一、玉川上水源羽村二の水門、御修復に付、来廿一日より雨天日送り、日数四日の間、九つ時より七つ時迄水留致候間、組々へ早々通達可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳三月十八日

岡村庄之助

去十二月御貸附金百両以下、金札拝借のもの、月賦返納金札、当人共より直に仕法方へ可相納旨通達の事

右の通り臨時仕法方にて、御沙汰に付、此段御達申候、以上

巳三月十九日

御用伺 当 番

今般区別支配割被 仰出候に付、左の通奉伺候

- 一、町入用の義は、年寄にて取調、改印可致候
- 一、公事出入諸願筋は、当人共申出候は、年寄にて相札、区内の分は双方取調、内洛届兼候分は、為願可申候、尤相手別区に候は、年寄へ懸合前同様の事

明治二年三月十八日、十九日

御付札  
一、公事出入御吟味引合等にて、町人共罷出候節は、当人・家主差添、年寄は差添に不及積

一、(御検使願 并行倒其外訴もの、月行事・五人組差添罷出候積朱にて

一、窮民町会所へ御救願書、月行事見分致し、家主・五人組・月行事事奥印にて差出申積

一、地面売買紙継并家賃書人等は、在来五人組并に年寄加印可致哉  
一、欠落もの義は、家主・五人組より御訴申上候積

一 御差紙の義は、町々にて継送りの積

三  
一 久離・義絶相願候ものは、年寄にて得と相札、無余義分は加印

御帳付為願候積

一 一区内町々の内、為組合急使の仕様相立不苦哉

一 出火の節、一区内町々の内為組合と年寄罷出、絵図調可致、

四 尤区外の出火は、人足・月行事罷出、年寄は付添不申積

一 川船新規并讓渡等家主・五人組加印、名主奥印仕来候処、家主

五人組加印年寄奥印不仕候

一 窮民の病人養生所逼留願、年寄加印可仕哉

一、七分積金・河岸冥加金の義は、其町々月行事共より為相納候五積

右の通差向廉々奉伺候、以上

明治二年三月十九日〜二十日

巳三月

中年寄共  
添年寄共

書面町人共吟味筋にて、当府へ罷出候節は、相互に其支配年寄共・詰番の年寄共、支配違の町人共にて其日詰番の年寄にて差配致、尤入組候事柄にて、其支配年寄不罷出候ては差支候義は、付添罷出候様可相心得事

但一件濟口・吟味下げ等一と通りの義は、詰番年寄引受けの廉にて、調印致候事

式 書面窮民御救願の義は、事実取調の上、中年寄・添年寄共の内にて老人調印致し、差出し候様可取計事

三 書面差紙の義、五区組合町々の継送りに可取計事

四 書面区外の出火に候共、区内の人足共消防方罷出候節は、年寄共の内へ老人差添候義と可被相心得事

五 書面前書付札の外、伺の通り可相心得、入念可被取計事

- 一、人別書認の義は、是迄の通にて、半紙・縦帳片面四つ、
- 一、無人別の義、家族の分は店主へ引続書加へ、生国の肩書へ朱にて無人別と申義、御認め可被成候
- 一、店主始め無人別の分、別帳に御認め可被成候仕立
- 一、身分違の分、工商に相成、無人別に相成罷在候もの、同居・厄介にて其訳御記可被成候

右御達申候、以上

巳三月十九日

当 番

一、場末の内、両御支配場并寺領町々の内、其旧習仕癖にて、其町限り家持の内、年寄と唱候ものも有之、右は元御代官・其地頭へ元名主より申立来り候処、今般私共改名紛敷義に御座候間、右家持の年寄名目御廢し可被成下候哉

一、今般区別堺開墾場に可仰付場所、朱引外の分は、町家建統候ても相除候処、是迄元支配名主より御触其外共通達致来候処、右躰相除候上は、触達方不致候ても不苦哉

右の通奉候候、以上

廿六番組 世話懸 中年寄 夏目小兵衛

廿七番組 鈴木半平

書面の通り、町並屋敷の義は、郡政方一手支配に申付候間、年寄の名目相廢候に不及候

書面開墾場朱引外の分は、布告書其外共相直に不及候

右御達申候、以上

巳三月十九日

廿七番組 当 番

町 触

文久錢拾六文通用の義、兼て御布告有之処、近来間々通用の義兼て御布告有之処、通用差支候よりして、自然商価にも相抱り、下方難

洪候由、甚以如何の事に候、以来下方におゐて異義申立、通用差障候もの於有之には、屹度被相答候条、府藩県より駈と配下のもの共へ、嚴重御達候様御沙汰の事

三月

行政官

右の通、町中不洩様、可触知もの也

右の通早々張出し可申旨、被 仰渡奉畏、仍如件

三月廿日

普勝伊兵衛

外式人

東府市中戸籍人別取調の義に付、此度相触候趣有之候処、無産戸籍外のもの共は、以後当地居住も相成間敷趣存違ひ、俄に不正の人別由緒等取扱候者も有之由相聞、右躰の心得違にては、実以御旨意に相持り候筋にて、畢竟東京の義は、御国内の首府、諸民輻湊の地に候へ共、自分無産籍外の輩も生し易き事故、右無頼は今般取調の上、新に戸籍組入、銘々にも産業に有付しめ候様、御世話被為在、鴻太の御趣意に候間、仮令説籍無産のもの共に候共、是迄の事蹟聊も無取錯、有躰に差出候義と相心得、不取留風説等信用致、徒に動揺致間敷事

巳三月

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

巳三月廿日

世話懸 中年寄 星野又右衛門

外式人

明治二年三月二十日

普勝伊兵衛  
外九人

中年寄共  
添年寄共

東京府押切の義、是迄相用候分廃し、来廿五日より別雛形の通り相改候間、組々不洩様可申通

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

中年寄 普勝伊兵衛  
添年寄 大場宗十郎

東京府押切判

朱印 東京府



今般三田町へ貧院御取建、極貧窮のもの御差入、御撫育被成遣候筈、依ては市中店借貧窮もの撰方、其方共へ被 仰付候条  
一、老人又は病者にて稼職難成、活計不相立貧窮もの  
一、稼薄く稼計不相立貧窮もの

右の通段取を付、別紙雛形の通り精密に取調早々差出可申事  
用紙半紙

貧窮もの名前帳

中年寄

何の誰支配

此もの義元何職か當時

何町誰店誰  
何才

老年病にて稼職難相成

活計不相立、極貧窮ものに御座候

同人女房誰  
何才

同人娘粹厄介敷誰  
何才

何人

下札ヶ粹年頃にて何職いたし候は、其品名前上へ認加へ可申事

此もの義商何職ひ敷致し候へ共、家内

何町誰店誰  
何才

人数多活計不相立、貧窮ものに御座候

同人女房誰  
何才

同人母誰  
何才

同人娘粹厄介敷誰  
何才

下 札 け

何才

何人

此もの義何職致候へ共、拵々はかばか敷稼 何町誰店誰

無之、活計不相立、貧窮ものに御座候 何才

同人女房誰

何才

同人娘粹厄介敷誰

何才

何人

右の通り御座候、以上

月日 右町々支配 中年寄 何の誰 印

臨時御仕法方 御役所

町触

今般新貨幣鑄造御決儀に付、以来従

朝廷正金御遣出し無之段、御布告相成候上は、諸官府県におゐても、御渡金札其俣遣払可致の処、正金に両替の上、遣出し候向も有之哉に相聞候

御趣意に相触候間、外国人引合の分、又は辺鄙に至り実差支候節は格別、其余都て御渡相成候金札の俣遣出し候様、此旨相達候事

三月

町 触

世話懸 中年寄共

東京府橋々大破并武家方持にて当時離散さかんの分、最寄町方より可申出、尤是迄町内にて掛渡の分早々修復可致事

但本所・深川共

右の趣不洩様申通、早々取調、東京府へ可申出者也

巳三月

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

三月廿二日

御用伺 当 番

今般人別調の義は、人別有無に不拘、諸藩其外身分違の面々にてても無洩、現在を以一帳に御書出し可被成候

調印の義は、都て店主計調印の事、尤支配違の者は調印に不及

巳三月廿二日

御用伺 当 番

府下一般町触案

張出し  
来廿八日東京へ

御着輦に付、町々火の元の義、別て入念、火の見番・火消人足共是迄の通り相心得、万一出火有之候は、早々人数駈集り、消留の手筈等、兼て可申合置候

一、町々町役人并人足共申合、町内裏々迄時々見廻り、火の元厚入

念可申付事

御当日大火焚候ものは、御通行相済候迄見合可申、其余御道筋といへ共、渡世等相休に不及候へ共、火の元大切に可心懸候  
右の通町々不洩様可相触候

巳三月

申 渡

高輪南町より元数寄屋町迄御道筋町々

中年寄共  
添年寄共

来廿八日東京へ

御着輦に付、御道筋品川宿より高輪町・芝田町・本芝町・同金杉町・同浜松町・神明町・宇田川町・柴井町・露月町・源助町・芝口町・芝口橋・出雲町・竹川町・尾張町通左へ数寄屋橋御門  
右の通被 仰出候間、組合限り不洩様早々可申通、尤御道筋渡世相止に不及、砂利鋪詰或は手摺等補理、美麗を尽候義は致間敷、尤盛砂の義は致置、町々取締向の義は、諸事前々の通相心得、横小路板困々切に不及、差掛け繩張にて人留致し候様可致候

巳三月

右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

中年寄 渡辺庄右衛門

外八人

開墾場外役筋のもの被 召出候に付、右境際の年寄一同、明廿五日

明治二年三月二十二日〜二十四日

明治二年三月二十日、二十五日

五つ時罷出候様御沙汰の事

右は郡政方より被 仰渡候間、此段御達申候、以上

巳三月廿四日

中年寄 肝 煎 世話掛

紛失品触御達の砌、其筋渡世のもの取調方の義、是迄の振合にて場  
広の支配場取調方手間取、却て不弁利に付、品触の義は、年寄共よ

り町々月行事へ相達、商売人共為取調、似寄の品無之分は、其段月  
行事へ調印為致、返答取揃、年寄共より差上げ候様仕度奉存候、依  
之此段申上候、以上

三月廿日

中・添 年寄共

右の通捕亡方より下目付へ申立候処、御聞届の旨、加藤保次郎殿被  
仰聞候間、此段御達申候、以上

三月廿四日

肝 煎 世話掛

町 触

外国人通行の砌、於途中出逢候節、往還の半を譲り可致通行様、兼  
て御布令の趣も有之処、近來間々有之不都合の義も有之趣、以の外  
の事に候、自然瑣末の行違より

皇威に關係候様の義出来候ては、実々難相済次第に候間、向後混雜  
無之様、急度相心得可申、万一粗暴の所業於有之には、当人は勿

論、時宜に寄其藩主或は主宰のものへ嚴重可被及  
御沙汰旨、更に相達候事

三月

行政官

右の通被 仰出候間、此旨厚可相心得事

右の通り、町中不洩様、早々可触知もの也

右の趣早々張出し可申旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

巳三月廿五日

御用伺 当 番

世話掛 年寄共

此節町々明地等へ大弓の場補理、弓矢貸遣候者有之趣相聞候、右射  
損の前羽矢も有之候節は、人命にも抱り候義に付、右様のもの有之  
候は、早々為相止可申候

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

三月廿五日

長沢次郎次郎<sup>太</sup>

諸藩屯所雜具并傍示杭、東京府へ相納め候節の運送車力賃取調、一  
と纏に致し差出候様、常務方にて被仰渡候間、一と組限り取調、来  
る晦日御腰懸け御持寄可被成候、以上

三月廿五日

御用伺 当 番

公事訴訟人共出刻限の義に付ては、是迄数度申渡置候義も有之処、  
兎角等閑に相心得、及遅刻候故、自然無益に入費も相掛り、商売の

妨に相成、不都合の事に候、以来申渡の趣急度相守、町役人共精々世話致し、刻限り早々無相違可差出候、若於遅参には、公事・出入

共訴状差戻候間、其旨兼て相心得、遅刻無之様可致候

一、訴訟人共は、朝六半時を限り可罷出事

一、公事合は、朝五つ時迄に相揃可申事

右の通相心得、町中不洩様急度可申通

巳三月

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳三月廿五日

御用伺 当 番

差上申御請書の事

一、明廿八日

御着聲に付

御道筋は勿論、町々火の元別て入念、兼て御触の通り厚心付可申

旨、組々申通候様被 仰渡奉畏候、仍如件

巳三月廿七日

世話掛肝煎

世話掛

中年寄

添年寄

右当番 連印

町 触

明治二年二月二十五日〜二十七日

金札の義は、世上融通の御趣意にて、御発行相成、下々におゐて通

用弁利のため、天然相場を以、取引可致旨相違候後、猶取引の義に

付、心得違の筋無之様、度々相触候趣も有之候処、普く御趣意の程

相弁不申候哉、諸品売買の義に付ては、未だ通用方差滞候趣も有之

趣、畢竟下々におゐてに正金を慕ひ候人氣に成行、世上融通の御趣

意取失ひ候より、小商人共売買取引等差滞、難渋の廉も有之趣相

聞、可憐事に候、夫より為東京は勿論、京都・大坂其他国々融通方

にも差響候筋に付、以来諸式仕入・売買共、金札立相場を目当に致

し候義と相心得、正金を目当に仕切・売捌共不致様可心得候、尤諸

色並合取調、聊宛の高下相立候は、当分の内無余義筋に候へ共、万

一肝商共申合、不相当の物価取仕組候義相聞候節は、夫々吟味の上

相当の咎め可申付候間、心得違無之様可致

御沙汰に候事

右の通被 仰出候間、銘々

御趣意厚相弁、向後心得違の義、無之様可致旨、市中不洩様可触知

もの也

巳三月廿七日

右御布告の趣、早々張出し可申旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

三月廿七日

竹口庄左衛門

外式人

明廿八日

明治二年三月二十七日

御着輦に付、当所休候<sup>(マヤ)</sup>候間、諸願届等御差出無之様、各区不洩様急速御通達可被成候、右御掛り御役人中被仰聞候間、此段御達申候、以上

三月廿七日

町会所 大坪捨五郎

今般買付米の内、大沢手・碓米三拾三表<sup>(マヤ)</sup>大橋向町会所建添地におゐて、御払に相成候間、其筋渡世のもの并素人にて届のもの、来る二日五半時罷出、品見分の上、即日入札持参、印封に致し可差出、尤雨天日送の積、区内町々へ急速不洩様通達可被致事

三月廿七日

町会所

開墾場境界御再調の上、朱引相改候に付ては、境際町々入狂ひ候区内の分、番組限惣町銘書并末へ惣鉢の凡人数書、最初御差出の振合にても半紙・横帳御認め、二た通、明後廿九日御腰掛へ御持寄可被成候

但絵図面区毎の境界、朱引相直り候場所所有之候間、御心得の御方、御出勤可被成候

三月廿七日

御用伺 当 番

右の廉々御達申候、以上

巳三月廿七日

廿壹番組 御用伺 当 番

人別書上

何番組の内 何町  
何町  
何の誰  
何の誰  
添年寄 何の誰

合

竈数 何百軒

惣人数 何千人

内男 何千人

女 何千人

右の通取調候処、相違無御座候、以上

巳四月

何町家主誰印

同 誰印

同 誰印

朱壹組寄高番所

何番組 人別 寄高

何の誰

何の誰

何番組 何町

一、竈数 何百軒

一、惣人数 何千人

内男 何千人

女 何千人

右の通取調候処、相違無御座候、以上

年月

何町 月行事 誰 印

何ヶ町

何番組 中年寄 何の誰 印

添年寄 何の誰 印

右は支配町々取調申達候、以上

組々世話懸 中年寄

東京市中沽券地一般に被 召上、又は金札にて御買上げに相成候

杯、頻に流言致し、地所売買等差控候ものも有之候由、右鉢の義は

無之事に候間、聊無掛念取引可致

右の通組々へ申通、年寄共支配限不洩様可申聞

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

巳三月廿九日

村田 又 夢

小西喜右衛門

片岡二左衛門

夏目小兵衛

菊御紋相用申間敷旨、兼て御触被 仰渡御座候処、今以商ひ品上は

包紙等に相見候趣、早々相改候様御心付可被成候、以上

四月二日

御用伺 当 番

明治二年三月二十九日〜四月二日

橋銘の義に付、御打合申度、明後四日正四時、元番組にて御参人つ

、東京府へ御出勤可被成候、以上

四月二日

御用伺 当 番

右御達申候、以上

四月二日

式拾三番組

三拾壹番組 中年寄 吉村源太郎病死跡

同組の内 神田旅籠町壱丁目 家持元名主 庄左衛門悴

中年寄 中村善次郎

同町 同 添年寄 石川庄次郎

右の通、昨朔日於御白洲に、被 仰渡候間、此段御達申候

巳四月二日

御用伺 当 番

四拾五番組町用扱所

南本所石原町 自身番屋

四拾六番組同

本所相生町式丁目 自身番屋

右の通、町用扱所相改候間、為心得と此段御達申候、以上

四月二日

松島三右衛門

関岡平内

明治二年四月二日

六番組町用扱所

坂本町式丁目 自身番屋

右は是迄多田内新助宅にて、当分取扱候処、右場所へ相転候間、此段御達申候、以上

四月二日

右組 年 番

\*東京府附上納地請負地の分\*  
\*元何番組\*  
何番組何町一円

東京府 上納地請負人

一、表 京間敷 何間  
田舎間敷 何間

何町 家持 誰

裏巾 何間

裏行 何間

此坪 何程

壹ヶ年上納高

金何程

但壹ヶ月

金何程

\*元何番組\*  
何番組何町何角より何軒目

東京府附請負人請負地

一、表 京間 何間  
田舎間 何間

何町 誰店 誰

裏巾 何間

裏行 何間

此坪 何程

壹ヶ年上納高

金何程

但壹ヶ月

金何程

\*右上納地・請負地上納町年寄にて取扱候分、不残  
東京府附と御心得可被成候\*

\*東京府附御地所直納の分\*  
\*元何番組\*  
何番組何町何角より何軒目

一、表 京間敷 何間 元何々 何の誰 上げ地 家守 誰  
田舎間敷 何間

裏巾 何間

裏行 何間

此坪数 何程

壹ヶ年地代・店賃上り高

金何程

但壹ヶ月

金何程

右の通取調申上候、以上

巳四月

何番組 中年寄 何の誰印

添年寄 何の誰印

〔是は元町年寄石出帯等(マユ)の上げ地に御座候

右振合に御調、来る十五日無相違御持寄可被成候、以上

但上地の分・請負地の分巻冊、上納地の分一冊と、部分けにて御

差出可被成候、以上

巳四月二日

村松為谿

星野又右衛門

夏目小兵衛

東京区内并最寄にて事替候義は、以来東京府へ持参、監察方御詰所

へ直に差出候様、御沙汰に付、向後事立候義は、御届書御腰懸へ御

持参、当番世話懸り御打合、御差出可被成候、此段御達申候、以上

但忍入盗賊其外通例の義は、是迄の通御取計可被成候

巳四月三日

世話掛 当 番

貧民拝借人金札納方の義に付、被申立候趣、判事衆へ入御聴候処、

今般の区別に相成候ては書類品々差跨、仕分難相立候間、支配違等

夫々手数も可有之候へ共、元番組限り中年寄・添年寄にて取集め、

差出候様可致旨、御懸り方にて被申聞候間、此段御達申候、御手操

次第御差出可被成候、以上

四月三日

世話懸 当 番

町 触

町屋敷讓渡の義は、町規におゐて不輕義に候処、地所讓受候ても、

明治二年四月二日〜三日

名前書替も不致、其仮に致置候者有之哉に相聞、以の外の事に候、

向後地所讓受候は、速に沽券状繼印致し、紛敷義無之様可致候、

尤為後証割印致し可遣候間、沽券状繼書相済候は、割印の義願出

候様可致候、若名前前書替も不致等閑に致し置、於及出入には、其

始末に寄地面取上げ可申候

一、前々より仕来にて、沽券状繼書致候節、所地讓受候ものより

も、町内へ弘め、又は歩一金等差出し候趣に候へ共、名前書替度

々無益の入費相懸候ては、自然沽券高にも差響候に付、已来弘め

金・歩一金等差出候義は一切不相成候間、決て受納致間敷候、若

内々にて受候におゐては、送候もの・受るもの逆も急度可及沙

汰

右の趣町中不洩様可触示もの也

巳四月

組々世話懸 中年寄共

町屋敷讓渡の節、沽券状へ割印致可遣旨、布告致候に付ては、以来

沽券状繼書へ印形致候節、別紙雛形の通り願書相認め、印形相揃、

地所讓受候者より割印の義、願出候様可致候、尤地所讓渡候もの并

右へ加印致候五人組・中年寄共罷出候に不及候

右の趣組々へ申通、支配限り不洩様可申聞候

巳四月

明治二年四月、四月四日

\*朱美濃紙二つ折へ可認事\*

何町何丁目何角より何軒目

表 何間何間

何町何丁目 家持 譲渡人 誰

裏行 何間何間

同人粹 譲受人 誰

此坪 何拾坪

沽券金

右地所是迄誰所持罷在候処、此度誰へ相讓、沽券状繼書相濟候に付、御割印奉願候、以上

何の 何月幾日

右 誰 印

五人組惣代 誰 印

中年寄 誰 印

東京 御府

何町何丁目何角より何軒目

表 京間何間

何町何丁目 家持 誰

裏行 何間何間

何町何丁目 誰地借 誰

此坪 何拾坪

沽券金 何程

右地所是迄誰所持罷在候処、此度誰方へ買受け、沽券状相改候に

付、御割印奉願上候、以上

何の 何月幾日

右 誰 印

五人組惣代 誰 印

中年寄 何の誰 印

誰 印

五人組惣代

中年寄 何の誰 印

東京 御府

拙者共召仕候手先のもの、不残暇申渡候、区別組々へ急達可給候事

捕亡方下目附頭取

捕亡方下目附

捕亡方

南北組々 中年寄中

添年寄中

町 触

今般

御駐輦に付ては、府下取締向別て嚴重に行届候様、可致旨御沙汰候事

四月

右の通被 仰渡候間、府下のもの共厚く御趣意を相弁、小前未々迄も不取締の義、無之様可致事

四月

東京府

右の趣、市中へ不洩様可触示者也

巳四月四日

町々往還木戸取払可申旨、先達て被仰付候処、未だ取払不申分も有之哉に付、早々為取払候様、改正御懸り方より御沙汰に付、御支配限り御取調取払、相残の分早々御取払、其段御返答書来る十二日御持寄可被成候、尤無之分も御返答同日迄に可被遣候、此段御達申候、以上

但御締関門等は、取払には不及候

四月八日

御用伺 当 番

世話掛 年寄 共

府下高札の義、旧幕府にて建置候分一切取除、日本橋外五ヶ所の義は、更に掲示被 仰付候処、其他場末町々の内には、朽腐の俣にて差置候哉にも相聞候間、組合限申合取調、来る十二日迄に否哉可申出候

右の通被 仰渡奉畏、仍如件

明治二巳年四月

添年寄 森幸右衛門

外九人

明治二年四月八日、十日

右の通被 仰渡候間、御達申候、有無共来十二日迄、御返答書当所へ御持寄可被成候、且有之候場所は御文言御認、御添御差出可被成候、以上

四月八日

御用伺 当 番

百両以下金札拝借のもの返納の義、先達て御沙汰御沙汰御座候処、未返納罷出候もの無之間、早々御差出可被成候旨、臨時仕方被仰渡候間、御達申候、以上

四月八日

御用伺 当 番

差上申御請書の事

一、徳川旧臣并用達町人受領町屋敷上地并帰田上地の分老ヶ所  
一、同断当時朝臣願中の分

右地所地代・店賃当三分上り高、町入用家守給分引去り、過不足共一と地面限り取調、半紙・堅帳にて来る廿日書上可申旨、被仰渡奉畏候、仍て如件

四月十日

年寄惣代 山崎半兵衛

外拾一人

半紙 堅帳 朝臣願中受領地上り高書上

何番組

明治二年四月十日

朝臣願中

元何番組誰支配  
何町何角より何軒目  
一、表間口 何間

元何役 何の誰

裏行 何間

家守 誰

裏巾 何間

此坪数 何拾坪

右地代・店賃壹ヶ月上り高

銀何程

内 銀何程 町入用

銀何程 家守給分

差引メ 金何程

銀何程

過 不足 歟

右の通取調申上候、以上

土地并帰田上地上り高書上

何番組

元何番組誰支配

何町何軒目  
一、表 何間何間

元何役 何の誰  
帰田上地 歟

裏行 何間

家守 誰

裏巾 何間

此坪何拾坪

右地代・店賃当巳三月分

金銀何程

内 銀 何程 町入用

銀 何程 家守給分

差引メ

金 何程 過 不足 歟

右の通取調申上候、以上

巳四月

何番組 中年寄 何の誰 印

右の通雛形にて、御組合限り御仕分け、来る廿日御腰懸へ御持寄可被成候、以上

四月十日

世話掛

口達の覚

先般徳川家広敷勤のもの共、御郭外住居のもの共に限り、相応の地  
税上納致、当分の内其仮差置度段願出候に付、御聞届に相成、然る  
処元受領町屋敷住居のものは、全住居分相除、残地并町家作等夫々  
返上可致旨、同家へ相達候間、其旨可相心得候事

四月

右は受領地御懸より御渡被成、一同へ為心得と申通候様被 仰渡候  
間、此段御達申候、以上

四月十日

廿式番組 御用何 当 番

是迄外国航<sup>かうたしよわ</sup>海<sup>かゝい</sup>の者へ御渡相成候印鑑、今般御改造相成候に付、当

時海外諸国へ罷越居者の姓名・年齢等、土農工商に不抱巨細取調、  
二月中東京外国官へ可申出旨、当正月中御布令有之候処、今以不屈  
出向も有之、右は御改造の御印章御渡替相成候間、府藩県におゐて  
早々取調、外国官へ可申出旨、更に御沙汰に候事

四月

行政官

右の趣市中不洩様可触知もの也

差上申御請書の事

今般御布告有之候外国航海のものへ御渡相成印鑑  
御改造相成候に付、当時海外諸国へ罷越居候もの、姓名・年齢委細  
取調、来る廿日迄に可差上旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

四月十二日

岡部勝左衛門

外式人

近来軍務官歩兵の趣申之、市中商ひ見世におゐて、諸品ねたり取、  
或は酒見世等へ立入、同様の所業致候もの有之哉の由、支配町々取  
調、有無共早々御申聞の事

四月十二日

捕亡方下目付

世話懸 年 寄 中

町人共盜賊に逢被奪取候金錢御取上げ相成居候分、一件落着の節、  
当人御呼出無之、御用何当番のものへ御渡相成候間、早々当人共へ

可相渡旨、仮御請書差出置、即日相渡、当人共受書取之、翌日御請  
書差出、仮御請書は御下け相成候事

但受書半紙・縦帳の積

右の通訴訟方にて被 仰渡候間、此段御達申候、以来御当番の御  
方・訴訟方へ御用済御伺の上、御引払可被成候事

四月十二日

廿四番組 御用何 当 番

町 触

町々のもの訴訟筋願出候節、代人の義は、元来不相成筈に候処、近  
来根に相成、本人共病氣等に事寄、代人・代判を以及出訴候類不  
少、以外の事に候、以来願人共自身罷出可申、自然事実病氣に候  
歟、或は無拠子細有之代人差出候節は、倅又は近き親族のものに限  
り、其訳委細に相認、願出候分は格別、左も無之候は、取上の沙  
汰不及筈に付、無謂代人を以、願筋申出候義於有之には、急度可申  
付候条、兼て相弁罷在候様可申事

巳四月

右の通被 仰渡奉畏候、仍て如件

二月十三日

大坪捨五郎

水田善三郎

久能木九左衛門

去月廿一日・廿二日品川・大森辺におゐて、外国人を暴に車より曳

明治二年四月十二日〜十三日

明治二年四月十三日、十五日

下し、刺刀を抜懸げ候様の挙動有之、且其前も道を譲り控居候英吉利公使を差留候もの有之、亦横浜表におゐて、路上仏蘭西人へ対し無謂撃致候もの屢有之、右は是迄度々被 仰出候趣も可相守、道路におゐては往來の半を譲り、通行可被為致旨御布令の処、前書の通り始末、第一

朝命を輕し、現在御国難を曳出し候所行に付、以来尚亦屹度相心得可申候、若此後違有之輩於有之には、当人は勿論、其主人に至る迄、屹度嚴重可被為所旨、御沙汰に候事  
右の趣兼て為心得と、文武の官員は勿論、府藩臬の末々に至る迄、不洩様可達候事

右の通被 仰出候間、府下のもの共厚  
行政官

御趣意を相弁、小前末々迄不取締の義無之様可致事

巳四月

東京府

右の通、町中不洩様、早々可触知もの也

自今商法司被 廢候事

右の通被 仰出候間、為心得と相達候事

四月

行政官

従来外国人にて銅輸出の義、政府入札の外は堅く御禁止の処、今般他品同様五歩税にて、輸出可致様御指許に相成候に付ては、向後御

国内商人共銅売買の義、可為勝手旨、被 仰出候事

四月

行政官

右の通市中不洩様、布告可致者也

四月十三日

廿四番組 御用伺 当 番

市中小前の内、活計の余金積置度存念のものも、聊にては預りも無之、又預り人有之候ても不安心に存、銘々手元へ差置候より、自然空敷遣捨、諸災難等に逢候節、貯金無之差支候もの不少哉に候処、今般鉄炮洲貿易商社にて、小前積立金預り会所相立、右規則は同所にて張出し置、相当の利金を加へ取扱方可致段、三井八郎右衛門申立候に付、預け度存念のものは、右会所へ申出候様可致候

右の通、市中小前のもの共へ、不洩様可触知もの也

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳四月十五日

御用伺 当 番

今般東京市中改正の義、追々申渡に付ては、町銘不相当の分并聊の場所と壹町に相立居候分、隣町へ合併致し、夫々町銘唱替の義申渡候筈に付、自然町々の組合、其外町火消人足等入狂の義出来可致段は、町中相互に無隔意、弁利の仕法心掛候様可致事  
右の通り、町中為心得と可触示もの也

巳四月十五日

広瀬 鐘平

右は今般捕亡方下目付被 仰渡候間、組々早々御申通可給事

四月十五日

捕亡下目付

世話懸 年寄中

橋々掛被廢、以来常務方にて取扱候間、其筋のものへ早々可申通

四月

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

四月十七日

山崎 半兵衛

外式人

町 触

上水掛樋・柵御普請木切類其外、御払相成候間、望のものは、明十八日龍の口当局へ罷出、早々見分、来廿日巳の刻開札に付、不遅様

入札持参可致旨、町触の事

四月

菅 繕司

右の趣市中不洩様可触知もの也

四月

右御達申候、以上

四月十七日

廿式番組 御用伺 当 番

東京府橋々大破并武家方持にて当時離散の分、最寄町方より早々可申出旨、当三月廿二日町触差出候後、御届罷出候場所も有之、右様

明治二年四月十五日、十八日

追々届出候ては差支相成候間、来る廿五日迄無相違取纏め候様、常

務方にて被仰渡候間、此段御達申候、早々御取調、有無共半紙・堅帳にて来廿四日当所へ御持寄可被成候、以上

但是迄御差出有之分共御持参の事

巳四月十八日

御用伺 当 番

一、人別送りの義、今般現在人別取調書上候、以来の分此度の人別

にて、転宅のもの送り書、区内年寄押切致し差出候積

一、八品商売人の義、紛失物調は町々月行事にて取扱候へ共、押切

帳の義は、其区内年寄にて今般改め、押切印致相渡候積り

但新規の分、相始候もの同断の事

右の通り申合候間、区々不相成候様、御通達可被成候、以上

四月十八日

御用伺 当 番

町 触

自今約條済の各国へ罷越度、願出度ものは、御許容の上

御改定の印章可相渡に付、右志願のものは、其府藩県より東京外国

官大坂・長崎・箱館・兵庫・新潟・神奈川外国掛役所へ可願出候

事

四月

右の趣、市中不洩様可触示もの也

四月

明治二年四月十九日(二十二日)

先達て老養扶持受取罷出可申旨、御沙汰有之、御用伺にて夫々御達し可成候処、不行届の御組合も有之哉、当人心得不申、受取方延引致候分有之趣、以来右様不都合の義無之、達方行届候様常務方にて御沙汰御座候間、御組合行届候様、御心付可被成候、以上

四月十九日

御用伺 当 番

町 触

市中へ張札等致候もの有之候へは、早速訴出候筈の処、兎角遷延致し候間、見出し次第、持参訴出候様可致

右の通り被 仰渡奉畏候、仍如件

巳四月十九日

御用伺 当 番 受 印

欠落者建家の家財欠所、於御当番所被仰付候節、右御下知の趣罷出候町役人より、出納方へ口上にて可申上旨、申合方御沙汰御座候間、及御達候、以上

四月廿日

御用伺 当 番

脱籍浮浪人の儀に付、昨年中毎々被 仰出も有之候処、今般所々流寓罷在候趣必竟本国復籍の途不相開、各所戸籍人別取調不行届等に寄候事にて、生民各其所を得候様にと厚

御主意も不相立、随て窮迫の余り、遂には

御政體に差障候義にも可立到、甚以不相濟事に付、依て今般左の廉々被 仰出候間、府藩県諸采地中、急々脱籍のもの悉く本地へ引戻り候様、其主宰より可取計旨、自然復籍等閑に致し置、此後流寓不所業の輩於有之には、総て本地主宰の落度たる事に付、其科に寄、屹度咎方被 仰付候事

一、都下始め府藩県戸籍人別、明細取札可申事

一、御親兵并府県兵及附属等、是迄御用相勤居候もの内にも、脱籍有之候は、郷国明細取調可申事

但御用相勤居候ものといへ共、脱籍致居候ものにては、後日復帰も不相成、御政體に差障り候に付、今般改て本国へ御掛合の上、被召遣候事

一、府藩県共脱籍のもの、其主宰より急速引戻、各其所を得候様仕向け可遣候、自然其引戻計行届兼候分は、姓名・年齢・脱籍年月取調へ可申出候事

一、附り、従前郷より国の法を犯し、脱籍致候類、郷国におゐても打捨置、本人も其後を糺されんことを懼れ、復籍不致向も可有之候へ共、復籍不致向も可有之候へ共、大刑を犯し候分は格別、其余は昨年救罪被 仰出候事に付、依て前罪差免可遣候事

一、宮・堂上始め中下太夫・上士・社寺等家来并采地の者、脱籍致居、吟味行届兼候分は同様可申出事

一、府藩県共戸籍人別取調等閑に打捨置、他方脱籍のもの令潜伏、自然不所業の輩有之候節は、其事の大小に寄、其主宰の罪輕重の

答可申付候事

四月廿三日

普勝伊兵衛

一、此後脱籍のもの於有之には、急速追捕は勿論、万一行方不知もの是最寄府藩県へ順達致し置、マツ姓名・年齢・月日を以届け可申

外式人

出事

根津大神 神主 井上帯刀

右の通被 仰出候事

伊吹左京

四月

根津門前町 年寄共  
月行事共

右の通被 仰出候に付、市中不洩様可触知もの也

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳四月廿二日

御用伺当番 三戸見太郎兵衛

外式人

従来市中の者、久離・帳外の儀聞届け置候処、今般戸籍改正に付、以後久離・帳外不相成候、就ては身持不宜者有之節は、年寄・町役の者共精々教戒相加へ、其上改心不致ものは召連、訴出候様可致、

に相願候様可致

新吉原町 年寄共

糺の上人足寄場へ入置、改心致候は、親元へ引渡可遣候、且又欠

右の通申渡候間、申合不都合の義無之様可致

組々 世話懸り 年寄共

、其段届出、糺の上直に元人別の積、尤於先々に悪事有之、召捕

相成候共、元居町親元等迷惑に不相成候様取計可遣候間、其旨可相

右の通申渡候間、組々不洩様、早々可申通

心得事

右 井上帯刀

巳四月

伊吹左京

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

右 山田八郎右衛門

明治二年四月二十二日～二十六日

明治二年四月二十六日（五月三日）

久次郎

龜吉

新吉原町 年寄 深山甚四郎

右世話掛年寄 長沢次郎太郎

右の通昨廿五日於

御白洲被 仰渡候間、此段御達申候、以上

巳四谷廿六日

廿壹番組 御用伺 当 番

地面取引相済、御割印願に罷出候節、半紙・綴込にて沽券状写

相添、願出候様御沙汰の事

一、御割印願書美濃紙と被 仰渡候処、以来半紙・堅帳にて可差出

旨御沙汰の事

一、沽券状并継書共御割印は、上の方へ御押切相成候間、年寄割印

の義は、下の方へ押候様可致旨、御沙汰の事



右の通常務方にて被 仰渡候間、此段御達申候、以上

巳四月廿九日

御用伺 当 番

是迄金札相場被立置候に付、夫々引換等も有之候処、今般正金同様  
通用被

仰出候上は、金札を以引換候義は、堅可為停止、尤融通釣銭等引換  
候儀は格別の事

但大札を以小札に換、或は小札を以大札に換、通用致候儀は可為

勝手候事

右の趣堅可相守、万一心得違、金札を以正金に引換候者於有之は、

取引人双方曲事たるへき事

五月

東京府

一、糸

紺木綿糸 百文に付

何目<sup>五</sup>

花色絹糸 糸目老々に付 代何程

一、紙

半紙上中下 拾状に付 代何程

西の内同断 老状に付 代

美濃紙同断 同 代

鼠半切同断 百枚に付 代

駿河半切同断 同 代

ちり紙 同 代

漉返し同断 同 代

一、蠟燭

拾匁掛 拾挺に付 代

五匁掛 同 代

一、茶上中下 老斤に付 代――  
 一、塩 老合に付 代――  
 下り 同 代――  
 地 同 代――  
 一、鯉節上中下 老貫目に付 代――  
 一、炭上中下 金老両に付 何程  
 一、薪 同に付 何束  
 檜木 同に付 何束  
 雜木 同 何束  
 松 同 何束  
 一、味噌上中下 百文に付 何目  
 一、酒上中下 老升到付 代――  
 一、醬油上中下 同 代――  
 一、砂糖 老斤に付 代――  
 白黒上中下  
 一、豆腐 老挺に付 代――  
 油揚 老枚に付 代――  
 焼豆腐 老つに付 代――  
 一、湯銭  
 一、髮結銭  
 一、足袋  
 晒十文 老足に付 代――

明治二年五月三日

目倉嶋同 同 代――  
 一、手拭上中下 老筋に付 代――  
 一、大工老人 手間賃 何程  
 手間賃 何程  
 飯料――  
 但早出・居残共  
 一、家根職人老人 手間賃 何程  
 飯料 何程  
 竹釘 代――  
 但早出・居残共  
 右の通小売直段・職人の分手間賃共、当四月下旬の処取調、当人調印の書上、品毎に別冊に御仕立、来る九日一区限御取集、無相違御持寄可被成候、此段御達申候、以上  
 巳五月三日 世話掛

(田脱力)  
 今般三宅町目へ教育所御取建鯉としより 寡としより 孤ことなき  
 独としよりのものは勿論、其地厄介多にして活計難相立、飢渴に可及族 御撫育被成候間、深仁の  
 御趣意を奉戴し、自今前書の通、無告の窮民有之は、取調の上、市中は世話掛の中年寄、在所は大年寄より添書を以、教育所へ可訴出事

明治二年五月七日

右の趣、市・在不洩様可触知もの也

巳五月

東京府

貧人共妻子有之候ものへは、応人数竈取分け御差入相成候に付、所持の品々持参可致候事

一、御差入当日夕飯より被成下候間、昼飯迄は用意の事

一、銘々是迄仕来候職業等は御取調の上、外出稼にても可被 仰付

候間、細工道具持合のものは持参の事

差上申一札の事

何町何丁目 何右衛門店 名

年何才

同人妻

粹

メ三人

何町何丁目 誰店 誰

年

メ何人

右のもの共極貧窮に付、今般御教育所にて、御扶助被 仰付難有仕合奉存候、然る上は御規定の通、万事相心得、聊不都合を生し不申様、嚴重申付置、万一不埒の儀仕候節は、御取調の上、御所置被

仰付候様奉願上候、為念一札差上候条、仍如件

年号 月 日

何町何丁目 何右衛門家主 名

何番組年寄 性 名 印

教育御役所

先達て被

仰出候租税其外諸上納物金納の分、金百両に付、金札百弍拾両を以当分上納御定の処、今般改て金札の儀は正金同様被

仰出候に付、以来金納の分は総て、金札を以て相納候様可致、尤場

所に寄金札難調向は、正金にても不苦候事

五月

行政官

右の通被 仰出候間、町中不洩様可触知者也

右の趣御布告場所へ張出し可申旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

明治二巳年五月七日

岡部勝右衛門

関岡平内

一、小間何間何分

何番組 何町

此坪 何坪何合

一、

合小間 何間何分

此坪 何坪何合

右の通相違無御座候、以上

巳五月

何番組 中年寄

—— 印

添年寄

—— 印

但小間歩以下、坪は合以下切捨の事

右の通御達申候、以上

巳五月七日

御用伺 当 一番

差上申御請書の事

一、市中沽券絵図面従前々の俣にて、一区限り取集め、当府へ早々

差出可申旨被

仰渡奉畏候、来る廿日迄取集め、奉差上候、依之御受書差上申

処、仍如件

巳五月七日

岡部勝右衛門

山崎民五郎

右の通常務方にて被

仰渡候間、五区限り世話懸へ、来る十八日迄御差出可被成候、尤焼

失等にて無之分は、其段御書へ可被遣候、此段御達申候、已上

巳五月七日

御用伺 当 一番

右御達し申候、已上

式拾貳番

昨日被 仰付候沽券絵図従前々の俣差上候儀、五区宛世話掛へ取集

め、差上積の処、右は元番組限早々差上候様可致旨、谷村様御沙汰  
に御座候、尤一応御覧済御下け相成候、以上

五月八日

御用伺 当 一番

昨七日御達申候小間調雛形の内、小間は歩以下、坪は合以下切捨と  
申義は、地面毎に切捨候ては不宜候間、早々御持場へ御通達可被成  
候、以上

巳五月八日

御用伺 当 一番

別紙御書付日限御調、明日当所へ御持寄可被成候

五月九日

御用伺 当 一番

辰十一月中

窮民拝借金札

元拾五番組

巳正月申

同

元拾五番組

差上申御請書の事

去辰十二月以来、追々御貸渡相成候金札、其時相場を以通用致居、  
月々御取立に相成候分は、相場に不抱、金札御貸高を月数に割、御  
取立相成候処、今般金札相場御廢相成、正金同様通用可致旨御布告  
有之候に付ては、月々返納の分是迄の通金札高にて御取立被成候て

明治二年五月七日〜九日

明治二年五月九日～十日

は、遣捌候節は、正金高と差引多分の償金相立、貧民共は勿論、其  
余拝借致候もの共に至迄難渋可仕候間、当五月分より已来御取立相  
成分は、御貸渡相成日より十日平均の相場を以、納方為仕候共、是  
迄の通相場に不拘金札高を以返納為仕、且金札同様通用相成候上  
は、取交返納仕候ても不苦旨、金札拝借致し候者へ夫々可相達旨被  
仰渡承知奉畏候、依之御請印形差上申処、如件

明治二巳年五月九日

中年寄 村松源六

右御仕方方にて被 仰渡

外九人

近來市中小錢取引不融通に乗し、下々日用の差支をも不顧、相場人  
気合を見計、困置候ものも有之哉に相聞、以の外の事に候、今般兩  
替屋共へ日用融通方難渋無之様との御趣意を以、小錢御払下けに相  
成、引替差支無之様可致旨申付置候、別て於町々には、銘々所持致  
居候小錢不貯置、互に融通合を以渡世致、左のケ條厚相心得可申事  
一、兩替屋共当時錢相場掛引の為め休店致し、<sup>(密)</sup>蜜に貯錢等致候もの  
有之候は、早々売出可申、自然無捩情実より休店致度ものは、  
其次第柄を以可届出事

一、諸商人の内、日用商ひ物釣銭用意の外、可成丈け兩替屋共へ売  
渡可申事

一、他所取引に付、利合を考、小錢売買致間敷事

一、商人共の内、御趣意を相背、貯置候もの見留候は、早速其段

内訴可致事

右の趣堅く可相守、融通專一と相心得可申候、若違背のもの於有之  
には、無容赦役向のもの差向、貯錢取上げ、吟味の上、猶嚴重咎可  
申付事

右の趣小前末々へ不洩様可触知者也

五月

東京府

今般金札、正金同様通用被 仰出候処、差向小札払底にて、日用の  
売買取引難渋の趣相聞候に付、市中融通の為、兩替屋共へ小札御払  
下け相成候間、日用融通の外、無謂猥に引替不致様相心得可申事  
右の趣小前末々迄不洩様可触知もの也

五月

東京府

右御布告の趣、今日中、市中張出可申旨被  
仰渡、私共支配限り老人別に、末々至迄厚相弁、心得違無之様、精  
々可申聞旨、別段被 仰渡奉畏候、以上

五月十日

市川延吉郎

外九人

町方上納金・諸税・過科錢等、朝四つ時より八つ時迄に可差出候事

五月

右御達申候、早々御順達可被下候、以上

五月十日

廿七番組 御用伺当番

町々小間高の儀、式拾坪老間の割合を以、取調書上候処、右は市中一般甲乙無之候間、別紙雛形の通、地位を以、小間高御取調可被成候

一、老町毎壹ヶ月惣地代上り高の義は、去々卯年十二月書上候地面の内、御路次・明地・芥溜・雪隠等の空地を不除、全表裏惣坪の上り高を目当にて、御取調可被成候、其外雛形の通御仕立、来る十七日無間違御持寄可被成候、此段御達申候、以上

巳五月

世話掛

但半紙・竖帳三通りつ、御持寄可被成候

廿坪老間の割  
一、小間何拾間

何番組 何町

惣ヶ月  
惣地代上り高

銀何貫何百何拾匁 朱にて 分厘御切捨の事

但銀五拾匁を小間壹間に立、此小間左に

朱にて  
(入用聞小間

何拾間) 朱にて  
厘より切捨の事

一、小間

何町

朱にて  
入用聞小間

何拾間

合小間何百間

朱にて聞小間何拾間

右の通御座候、以上

何番組 中年寄 何の誰 印

添年寄 何の誰 印

貧民金札拝借致居候者共の内、今般御救育所入相成候もの、名前・金高取調急速可申立、尤右の分は、返納方差支可申候間、其区年寄共より被下切相願候様可申通旨

臨時仕法方より被 仰渡候間、来る十四日御調書并被下切願書共御持寄可被成候、以上

但無之御組合は、其段御返答書可被遣候

五月十日

御用伺 当 番

町方上納金・諸税・過料銭等、朝四時より八時迄に可差出候事

但遅刻の分は、翌日へ相廻し候事

巳五月十日

芥定渡請負是迄の通り被

仰付、御鑑札御引替御渡被下置、難有仕合奉存候、然上は御堀浮芥は勿論入念相渡、市中の義も等閑の儀無之様仕、尤右賃并在方へ引

明治二年五月十日〜十二日

明治二年五月十二日

合候上にても、素より相對の義、聊不相當の儀、無之様可仕旨、被

仰渡奉畏候、為後日、仍如件

明治二巳年五月十五日

右の通芥請負人へ被

仰渡にて、町中へ可触知旨、被 仰渡奉畏候、以上

鉄炮洲居留地区内、諸衆上地跡に有之古土蔵拾四棟、入札御払に相  
成候間、来る十七日晴雨共、望の者運上所へ罷出、場所見分、入札  
可入致候事

右の通、町中不洩様可触知旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

五月十二日 御用伺 当 番

撰津県

自今豊崎県と相改候事

五月 民部官

右の通被 仰出候旨、町中可触知もの也

五月十二日

世話掛 中年寄共

盲人共本業其外針治・導引、又は音曲の技芸等にて、貸金銀專分に  
可致筋には無之候処、猥に相成、近来別て不取締の趣に候間、以後  
左の通可相心得候

一、師匠方同居の弟子共宛名かへの証并連印の証文共不取上旨、前

々申渡も有之候通、以来右証文は不取上候、尤弟子共官金師匠に  
て貸附の儀に候は、右証文文言の内、弟子誰官金と申義書入、

右名宛の名の外譲渡候義は、難相成候事

但是迄の証文、当節出訴相成居候分共、弟子誰官金と申義、  
改て書加へ可申事

一、借主・証人等同名にて証文数枚所持致者も有之、右は畢竟利足  
等相嵩候を、別紙証文に致候儀も有之候に付、向後は借主老人に  
付ては、仮令追々貸増等致候共、一紙証文に取纏め候様、可致候  
事

一、盲人共老人にて、数件出訴致候者有之候へ共、以後は一件相除  
候後、猶出訴致候は格別、一と口の外願は不取上候事

一、武家方住居の盲人は、弁天社役附添罷出候処、近来不付添趣も  
有之候へ共、向後急度附添可申事

一、武家方住居の盲人、訴訟申出候へは、相手の者呼出し公事合の  
儀申渡候へ共、以後町人共へ相懸り候分は、町方の名同様裏書い  
たし、訴状可相渡事

一、元来検校・匂当の妻上通へ出候へ共、已来下通りへ罷出候儀  
と、可相心得事

右の通相心得、座中不取締の義無之様可致候

右の通惣録へ申渡候間、為心得申渡置事

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

五月十二日

御用伺 当 番

是迄医師・画工・諸職人等位階の国名受領の義、仁和寺・大覚寺・

勸修寺より指免采候処、向後被

廃止、從來許置向も、総て可為停止旨被

仰出候事

五月

行政官

右の通被 仰出候間、此旨町中不洩様可触示候也

五月十二日

東京府

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

五月十二日

御用伺 当 番

右御達申候、以上

巳五月十三日

廿五番組

両京牛車惣取締福嶋藏人より相願候は、今般牛車并地力車税金上納仕、右両様取締仕段度申立候に付、願の通被仰付候ても差支無之哉、車持共御糺障有無共御書取にて、来廿日当所へ御差出可被成候、此段御達申候、以上

五月十五日

御用伺 当 番

諸出入御吟味もの并御呼出、御日延当日昼前訴答共相揃候様可致、昼後に至り利解等申立候義等、無之様組々可申通旨、被仰渡候間、

此段御達申候、以上

五月十六日

御用伺 当 番

町屋敷譲渡又は売買の節、継書・割印其外の義に付、先達て相触候処、右割印の義は、爾來の分而已の処、今般町銘相改候上は、在来沽券状面の町銘并地面ヶ所付等相違致し、彼是紛敷候間、府内町屋敷是迄の沽券状不殘相廢、別紙雛形の通り、一と地面限り沽券状相認、写共二た通り、来六月中差出可申、右へ見留印の上、本紙は下け戻遣へく、継書の度毎も右同様相心得願出可申、就ては市中町屋敷の内、東京府の印無之分は、沽券状には不相立候、其余は都て先達て相触候通り、相心得可申事

巳五月

今般市中沽券状改正に相成居、京間・田舎間の断不致候ては、分り兼、不都合の義も有之候間、以来六尺間に相改可申候  
右の通、町中不洩様、可触知もの也

巳五月十七日

用紙 程村 壹枚  
美濃紙式百拾壹枚

町屋敷か 沽券状の事  
町並屋敷か

明治二年五月十二日〜十七日

明治二年五月十七日

何番組  
何町何角  
印)一、表間口 何間 何町家持地主誰

裏巾 何間  
裏行 何間  
此坪 何百坪

年号 月 日  
沽券金何程

右の通、券状相違無之もの也

明治二巳年何月 東京府 印

町屋敷か 沽券状の事  
町並屋敷か

何番組  
何町何角より何軒目  
印)一、表間口 何間

裏巾 何間

裏行 何間

此坪 何百坪

年号 月 日

沽券金何程

右の通、券状相違無之もの也

明治二巳年何月

東京府 印

売券継紙

印) 右家屋敷、此度代金何程に貴殿へ永代売渡申候、為後日沽券状  
継紙いたし置候処、仍如件

年号 月 日

右家屋敷 売主 誰 印  
何町誰地借 親類惣代 誰 印

右家屋敷 五人組 誰 印  
同 誰 印

誰 殿

前書の通承届候、以上

中年寄 何の誰 印  
添年寄 何 誰 印

印) <sup>譲人存生継紙</sup> 右家屋敷是迄我等所持の処、此度其許へ相譲申候、為後日沽券

状継紙いたし置候処、仍如件

月 日

右家屋敷 譲人 誰 印  
何町誰地借 親類惣代 誰 印  
右家屋敷 五人組 誰 印

同 同 同

誰 殿

前書の通承届候

譲人病死後継紙  
印) 右家屋敷所持の誰病死に付、此度貴殿譲受、所持致候段、相違

無御座候、為後日沽券状継紙いたし置候処、仍如件

年号 月 日

何町誰地借 親類惣代 誰 印

右家屋敷 五人組 誰 印

同 同

同 同

誰 殿

前書の通承届候、以上

中年寄 何の誰印

添年寄 何の誰印

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

明治二巳年五月十七日

岡部勝右衛門

外九人

一、上地の分、地代上り高を以、町入用差引残金可相納

一、朝臣御願中の分同断

一、買下げ地被 仰付候地所は、正月より御願濟相成候日限迄の方

可相納

一、町入用差引不足の地所は、其段可申上事

明治二年五月十七日〜二十七日

右の通受領地御掛りにて被 仰渡候間、左の雛形の通り書上げ、御  
添老町限取纏め、合高御認め、日割日限正五つ時、無遅々御納可被  
成候、此段御達申候、以上

巳五月十八日

御用何 当 番

何町誰上地 一、金 何程

何月分地代

銀何匁

内 金何程

町入用家守給其外

差引 金何程 上納高

札ヶ下  
町会所金拝借、何十両未納に相成申候

一、金何程

何月分地代

内

町入用

差引

何ヶ月

合金

右は当巳正月分より四月分迄の地代、書面の通奉上納候、以上

明治二年五月十七日〜二十七日

巳月日

何町家主 誰印

候

東京御府

五月廿七日

廿四番組 納当日

巳五月廿日

世話懸

捕亡方下目付 加藤保次郎

右小監察へ

捕亡方 大八木銀次郎

三井金十郎

吉田敬藏

右捕亡方下目付へ

右の通被 仰付候間、組々早々御通達可有之事

五月十七日

東京府 捕亡方

五月廿日

町会所 年

番<sup>だ</sup>寄

組々 年寄中

芝愛宕門前 家主 啓次郎

山口五位

是迄の職務被 免、会計官判事被 仰付候事

右の通被 仰出候間、町中不洩様可触知もの也

巳五月十八日

五月廿三日

右 啓次郎

此程諸色直段引上げ候哉に御聴に入、無謂直上げ等致候ては、以の外の義に付、右躰の義、無之様、区内商人共へ厚可申諭旨、改正御懸より御沙汰に付、情々<sup>精</sup>御申諭、猥に引上げ不申様、御心付可被成

右の通、今日於御白洲に被仰渡奉畏候間、此段御達申候、以上

芝愛宕門前の義、以来芝愛宕町と相改度段、願出候に付、願の通申付之

但式拾番組年寄共支配請可申

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

式拾番組 中年寄 久能木九左衛門

添年寄 江場五郎藏

世話懸 矢部与助

巳五月廿三日

矢部与助

軍務官附兵士、市中にて無代酒喰、又は品物調金錢不相払、其外及  
乱防候義有之候は、捕押へ御<sup>訴</sup>払可申、若捕押兼候は、年頃・人  
躰等篤と見届、御届可申上旨御掛り方より被 仰聞候間、御達申  
候、御組合限り早々行届き候様、御取計可被成候、以上

五月廿三日

世話懸

東京端々醬油造のもの、会計官へ是迄税金等相納候哉、有無承札申  
立候様、濁酒取税所にて御談に付、最寄へ御聞札否哉、御書取にて  
明後廿七日御腰懸へ御遣し可被成候、以上

巳五月廿五日

星野又右衛門

長沢次郎太郎

町々 中年 寄共  
添年 寄共

此節番組人宿に紛敷家業致候もの有之、不取締の趣も相聞候、以来  
右鉢のもの有之候は、急度可及沙汰候条、心得違無之様、兼て申  
渡可置候事  
右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

巳五月

明治二年五月二十三日、二十六日

方今正金札同様通用被 仰出候に付、諸物価猥に引上げ候ものも  
有之哉の趣、以の外の事に有之、右は全風聞迄の義には可有之候へ  
共、万一心得違のもの商ひ振有之候へは、嚴重の御答可被 仰付義  
に付、問屋家業のもの、別て御趣意相守可申、尤大坂表を始め荷元  
積出し方等は、厚御世話被為在候間、無懸念荷物引受、小前商人売  
前差支無之、猥に直段引上げ不申様、実直に売買可致旨御教諭の  
趣、難有奉承伏候、依之御受書奉差上候処、仍如件

巳五月

諸問屋行事 御受印

前書の通、問屋共より御請書差上候趣承知仕候、私共<sup>ツマ</sup>おいて右の  
御趣意厚相弁、実直に家業可仕候、以上

右雛形の通、店連判御取置、行届候趣、御返答書来廿九日無相違当  
所へ御遣可被成候、以上

五月廿五日

御用伺 当 番

市中町屋敷沽券状、此度改正被 仰出候に付、取調方左の通  
\*巻ケ条\*  
一、沽券状御渡、雛形の通相認、地主印形為致可申候

明治二年五月二十六日～二十八日

\*御札付\*  
\*式ケ条\*  
一、今般町銘合併の分も有之候に付、町屋敷軒順の義相改、壹町の内、角地面壹枚と立、順々番付を以、軒順相立可申候



\*三ケ条\*  
一、右の通番付順相立候内、受領地・受負地・上納地も此番順を以、間数・坪数、所持の名前差加へ書出可申候

\*四ケ条\*  
一、地主共の内、代替紙延引相成居候分、此度継書の上、沽券状改候ては、煩雜仕候に付、当時全の地主名前相糺、沽券状認差

上、旧沽券状引替御渡相成候様仕度

\*五ケ条\*  
一、家質并沽券状相預け、借入金有之者共、沽券状地主方へ請取差

出候様にては、返済方差支、又書替中地主方へ持参候義は、金主方に懸念有之、双方の差支に付、此類沽券状預り居候もの同道罷出、御引替の上、如元預け居候ものへ相渡候は、差支無之奉存候

\*六ケ条\*  
一、御支配違のもの所持地面の分は、此度の沽券状へ所持主并沽券

代印形為致可申候

\*七ケ条\*  
一、同断売渡の節は、所持主并沽券代共印形いたし候積

\*八ケ条\*  
一、沽券状焼失・紛失等にて、言上御帳付願延引致し居候分并所持

(絶カ)  
主断断、親族等にて引受所持罷在候ものは、始末相糺、此度地主

より子細以書面御届申上、新沽券状 御渡相成候様仕度

但御支配違のものは、所持主并沽券代連印の御届け、差出可申

候

\*九ケ条\*  
一、市中の内、草創地にて沽券状無之分は、此度新沽券状御渡奉願

候

\*拾ケ条\*  
一、速国住居のもの、沽券状持参当人又は代の者出府致し候に付、

此類は御跡調に奉願候

\*拾壹ケ条\*  
一、沽券状美濃一と通、程村紙壹通、壹町限り取纏め、調印の上地

主共召連、罷出御印相願、其節跡廻りの分は、小札付差上可申候

右の通差向取調廉奉候候、以上

已五月

世話掛 年寄 共

右御達申候、以上

五月廿六日

御用伺 当 番

宮・堂上方并尾州・紀州・水戸其外貸附借金、於当府取立の義、相廃止候間、先般為心得と相触置候処、町々心得違のもの共は棄捐同様心得、相对済方指拒み候向も有之哉に相聞、以の外の事に候、自今相当の対談を遂げ、多少共返済の道相立候様、支配限不洩様可相触候事

五月

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

五月廿八日

村松源六

外式人

五拾区中年寄共  
添年寄共

是迄都て訴訟のもの訴状、西の内通りもの、其余半紙・豎帳にて差出候処、左の通

一、公事出入もの訴状は、西の内通もの

一、諸訴物は是迄の通半紙・豎帳

一、公事出入の外は、諸願筋の訴状は半紙・豎帳にて、別に表紙不及、御控耆冊相添可差出

右の通、常務方にて被 仰渡候間、以来行違不申様御通達可被成候、以上

巳五月廿八日

御用伺 当 番

内神田・浜町・築地廻り郭内に准し候間、去辰九月中相触置候処、此度神田橋御門通より、昌平橋通りを境に致し、東の方神田鍋町・築地辺、以後都て郭外と可相心得事

一、是迄武士地へ住居致居候町人別の者、又医町師・御用違町人・角力・検校・匂当等は、総て来住町人別の部に入、其所年寄共右地所拝借証文に致し、致加印差出し候は、当分差置地稅為差出可申事

右の通、町中不洩様可触知もの也

巳五月廿八日

御用伺 当 番

明治二年五月二十七日〜二十八日

東京府鑑札致所持候もの共、三芝居其外盛場・見世物小屋又は寄せ渡世方杯へ立越、右鑑札を以、権威ケ間敷、無錢にて見物致候趣相聞、以の外の申義に付、鑑札相渡置候向々へ、心得違義無之様、嚴重申渡置候へとも、以後同様の及所業候もの有之候は、聊も無斟酌相断為立入間敷、万一重頭の及所業候は、差押置直に当府へ可訴出候

右の趣申渡置、可然渡世のもの共へ、不洩様可相違事  
右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳五月廿七日

坂部六右衛門

外式人

当府鑑札改正に付、別紙雛形為心得と、見留置可申事



右御達申候、以上

巳五月廿七日

廿三番組

明治二年六月朔日（二日）

六月朔日

町会所 年 番 年 寄

今般町会所御改正に付、本府へ合併相成候間、窮民御救願御調方・御願振共、都て是迄の通御心得、書面は状箱へ入、御封印にて東京府御腰懸御用伺当番宛、使人足又は当人店請人歎家族の内にも差出可被成候、右書面当番の者取次、直に町会所御掛り御詰所へ差出し、書面と引替に左の切符并小札共御渡相成、直に右使者の者へ相渡候間、右切符を以、其区毎に別紙名前前の春米屋世話方へ罷越、米錢受取、小札は定例の通、年寄割印致し、翌日東京府御詰所へ御納可被成候、尤当月四日より、右の通御取計可被成候、此段御達申候、以上

但当月三日、本府へ引移相成候間、同日諸願共御差出無之様、御取計可被成候

切符雛形左の通

会所	
御	救 米 錢
一、白米	〇監 何 升
一、錢	〇掛 何 貫 文
右の通可相渡事	
月 日	何番組 米屋世話方 誰

春米屋世話方

廿壹番組	麻布市兵衛町	柏屋常右衛門
廿貳番組	赤坂表伝馬町三丁目	越後屋弥之吉
廿三番組	麹町平河町式丁目	大和屋金兵衛
廿四番組	四谷鞆町	東国屋忠右衛門
廿五番組	市谷田町	伊勢屋佐兵衛
廿八番組	駒込肴町	岩田屋清助
廿九番組	本郷四丁目	常陸屋周八
三十番組	湯島天神町	三河屋弥七
三拾壹番組	神田旅籠町	伊勢屋仁兵衛
三拾二番組	連雀町	松崎屋紋右衛門
三拾五番組	神田大工町	小河屋長吉

貧民拝借金札返納方の義、拝借日より十日の相場平均高を以、割合相納候様先達て被 仰渡、右に付、返納方割合伺候処、左の通辰十二月廿六日拝借に候は、

一、金六兩口

内金壹兩 当正月より四月迄四ヶ月返納引去  
残金

金五兩

此錢貳百拾七匁九分五厘

拝借日より日数十日平均相場にて、金壹両に付、四拾三匁四分

右を拾六ヶ月に割

壹ヶ月分

銀拾三匁六分三厘

此金三朱と銀貳匁三分八厘

右の通相成候間、金三朱月々相納、其余端銀は、先々の通皆納の節、相納候様、拝借日限に寄、相場異同相成候間、都て拝借日より十日平均にて、右に准し御取集め、御差出可被成候

一、当正月拝借口は、当一月より四月迄三ヶ月返納済に付、其割にて御引去り、拾七ヶ月に割合、御取集可被成候

右御達申候、以上

巳六月二日

御用伺 当 番

一、女手業にて、絞り功者のもの取調の事

但此賃銀一日何程に相成候哉

一、鼻緒縫

此賃銀同断

一、真綿引

同

一、小間物の内、髪付け女手業の類

右の廉々急速取調、可申立旨、戸籍御懸り様より御沙汰に付、前書

明治二年六月二日〜五日

廉書御調、明後五日御腰懸けへ無相違御差出し可被成候、此段御達申候、以上

但無之分は、其段御返答、同所へ可被遣候

巳六月三日

御用伺 当 番

一、積金以来毎月左の日割の通、正四つ時迄に御差出可被成候、尤

是迄日割・番組相揃候迄、御受取可成候処、向後御差出次第、御

差取可相成筈に付、呉々刻限無遅様、御差出可被成候

十二日 壹番組より拾番組迄

十三日 拾壹番組より貳拾番組迄

十四日 廿壹番組より三拾番組迄

十五日 三拾壹番組より五拾番組迄

御救願の義、以来東京府御用伺当番にて、五区分取纏め、御持参御差出し可被成候、左候へは、切符・小札共同様一と纏に御渡相成候間、同日夕刻か、翌早朝其御当番の御同役取扱所へ、願人家族又は使人受取に差出候様、御取計可被成候、小札返納の義は、先達て御達申候通り、御心得可被成候、此段御達申候、以上

巳六月四日

町会所 年 番 年 寄 共

右御達申候、以上

六月五日

廿貳番組 御用伺 当 番

明治二年六月五日〜八日

何番組

何ヶ町

一、家持 何人

一、家主 何人

一、地借 何人

一、店借 何人

右の廉々急御尋に付、早々御取調、来る九日無相違、一区限東京府  
詰所へ可持参事

巳六月五日

御用伺 当 番

世話掛 中年寄共

潮入の場所并潮人に無之共、浮死骸の義、日数相立、面鉢相分兼候  
分、突流し又は片付可申旨、前々相触置候処、以来は日数相立、腐  
破致候分にて、突流候義不相成、流寄候場所にて死骸相改、無宿  
又は非人鉢に見受、子細無之候は、別段検使願出候に不及、取片  
付候上、其段訴出候様可致候

巳六月

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳六月五日

村田又夢

片岡二左衛門

右御達申候、以上

六月五日

廿式番組 御用伺 当 番

町々 中年寄

添年寄

其方給料の義、中年寄は壹ヶ年金三百六拾両、添年寄は同金三百廿  
四両、四季に割合可相渡、閏月有之節は、右割合を以別段可相渡

町々 地主 月行事共

市中改正に付、中年寄・添年寄給料の義、今般取調候聞小間を以、  
壹ヶ月壹と小間銀式匁五分つ、上納可致、且向後町会所積金・火消  
其外都て町規に拘り候入用筋は、沽券地・受領地・拝借地・上納  
地・受負地・新開町、尤社寺領并門前町屋の無差別、聞小間を以出  
銀可致、積金高等は追て可申渡

町々 地主 月行事共

町々家主共義、月行事・五人組等の名目相立、町用取扱来候処、旧  
来の悪弊不少哉に、殊に多人数の場合より、徒に町入用相嵩、町々  
難義致し候趣も相聞候に付、以来家主共の義は、町内用向に相携候  
義、一切不相成、尤月行事・五人組等の名目相廢止、更に町用取扱  
候もの、大町にて三四人、小町にて式三人宛別に役名を立、諸事其  
所中年寄・添年寄の差図を受け、町用為取扱可申、右人撰の義は、  
是迄の家主共に不抱、其町々限り家持・地借のもの共互に入札の  
上、至当の人物取極め、名前書上げ可申候事

但町入用減方其外、仕法の義は、家持共相談の上、中年寄・添年

寄へも打合、無益の失費不相掛実意に取計可申事

町々 地主 月行事共

町用取扱候もの名前の義、来る十二日一区限り年寄共、同道差出可申、尤取扱候迄は、是迄の月行事にて町用引受け、取扱可申候  
右御達申候、以上

巳六月八日

廿四番組 御用伺 当 番

但伝馬町老丁目にて地主惣代・月行事惣代老人つゝ、差出候間、  
為心得と、其段相達置候事

草創地の分  
町屋敷券状の事

何番組  
何町何番

一、表間口 何間

一、裏巾 同断

一、裏行 何間

此坪 何坪

草創地に付、沽券金高無之

右の通券状相違無之もの也

東京府

一、町屋敷沽券状改正に付、券状雛形其外<sup>(ママ)</sup>猶廉々左の通

明治二年六月八日

一、町屋敷沽券状の内、草創地の分、沽券金高無之断書仕候様

一、町屋敷の内、小間の地所にて、続地面式三ヶ所位、地主同人の分、此度老ヶ所に相改度申立候分は、券状通認候積

同断大間の場所は、式三ヶ所位に割合申度趣申立候分は、認め分け候積

但老ヶ所の地面にて、代地・切地等相成、場所隔り候分は券

状別通の事

一、地主女名前の分、爪印にては紛敷候間、為後証券状へは印形為致候積り

右の廉々、別紙雛形相添奉申上候、以上

巳六月

世話掛 年番共

町屋敷沽券状の事

何番組  
何町何番

一、表間口 何間

一、裏巾 同断

一、裏行 何間

此坪 何百坪

沽券金 何程

右の通券状相違無之者也

明治二巳年何 月

東京府

当町敷 家持 誰 印

明治二年六月十日

朱  
遠国住居にて、東京店支配人持の分  
町屋敷沽券状の事

何番組  
何町何番  
一、  
何町誰地借 誰 印  
何州住宅に付 店支配人 誰 印

朱  
女名前の分  
町屋敷沽券状の事

何番組  
何町何番  
一、  
何町家持 誰 後家か たら 印  
何町誰地借 後見 誰 印

\*遠国住居のもの所持の分\*  
町屋敷沽券状の事

何番組  
何町何番  
一、表間口 何 間  
何州何郡何村 百姓 誰 印  
何町家持 沽券代 誰 印  
一、裏巾  
一、裏行  
此坪

沽券金

\*武家方所持の名前の分\*  
町屋敷沽券状の事

何番組  
何町何番  
一、表間 何 間  
何の谁家来 たら 印  
何町誰地借 沽券代 誰 印  
一、裏巾  
一、裏行 何 程

此坪

沽券金

\*武家方所持の沽券代の分\*  
町屋鋪沽券状の事

何番組  
何町何番  
一、  
何の何守家来 何の誰 印  
何町家持 沽券代 誰 印

此坪

沽券金

去る八日積金追て御沙汰の旨被 仰渡候へ共、当五月分は、是迄の  
通り御取集、十二日より日割の通り御差出し可被成候、右御掛り御  
役人中被 仰聞候間、此段御達申候、以上

巳六月十日

町会所 年(マ) 年 番

町々地主共

町会所積金の義、従来の積立方場所柄に寄、小間過不足有之、都合の趣相聞候に付、市中一統平等の割合に令改革、今般取調候聞小間高を以、一と小間に付、銀苞匁六分つ、月々取集め候間、其旨可存

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳六月十六日

町々地主惣代 一同 受印

出納方三好助右衛門殿御渡、中添年寄共役給の義、此程被 仰出も相濟候上は、当三月より六月迄の分、区限り年寄共取集め、来る廿日上納可致、尤向後右同様取集め、毎月十日出納局へ可相納候様、地主一同へ通達可致事

巳六月

出納方

右の通被仰渡候間、来る廿日当所へ御持寄可被成候、尤山下町両替屋小熊包にて御持參可被成候、以上

六月十二日

御用伺 当 番

申 渡

中年寄共 添年寄共

市中の者共暮方、人数に應し飯米貯置候義は格別、其業鉢に無之もの共、米穀多分の俵数竊に致所持候ものも聞候間、以の外事候、乍

併是迄の心得違相弁、所持の米穀早々穀屋共へ売捌候は、別段吟味の沙汰不及候間、右の趣支配限り身元のもの共へ、不洩様可申通候事

六月

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳六月十七日

市川延太郎

外式人

申 渡

町々世話掛 年寄共

此程銭相場追々引上げ候ては、右に准し諸職人手間賃銀・諸色小売直段并湯銭・髮結銭等至る迄、都て引下げ方、支配限り其筋渡世のものへ厚く申論、早々為引下げ、右直段書来廿五日迄に、書面を以可申立候

右の通組々不洩様可申通事

六月

右被仰渡奉畏候、仍如件

六月十七日

村田又夢

右の通被 仰渡候間、諸品の内左の通り

湯銭 髮結銭 酒 蕎麦 豆腐 油揚 醤油 塩 味噌 半紙 塵紙 漉返し

右の外、都て銭にて致小売候分、御支配限御調、別紙雛形の通り、

明治二年六月十六日〜十七日

明治二年月十七日(二十二日)

当人共より為書出、一区限り壹品毎に御纏め、来廿五日御持寄可被

成候

右御達申候、以上

六月十七日

御用伺 当 番

雜形  
半紙・堅帳  
一、何 品

是迄何文の処 錢何拾文

右の通り御座候、以上

巳六月

何町 誰店 誰 印

日枝祭礼道筋の義は、外桜田御門より

御所下馬御橋上にて、奉幣の式、夫より神祇官門前通り、和田倉御

門より常盤橋通り、茅場町旅所へ入興、神事終て通町筋山下御門よ

り歸社

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

六月十七日

御用伺 当 番

市中菓子店にて、金札の菓子を商ひ候由、右は板木彫刻の上、其形  
を押用、菓子に仕立候義に付、以来更に右鉢の菓子拵間敷旨御沙汰  
に付、其区限り菓子渡世のものへ御申渡し、板木所持のものは御取  
上げ御差出可給候

六月十七日

捕亡方 下目付

東京 年寄 中

右御達申候、一区限り御取調、来廿五日当所へ御持寄可被成候、尤  
板元名前成丈け御突留、御書出し可被成旨、別段御談に付、此段御  
達申候、以上

六月十七日

御用伺 当 番

中・添 年寄 共

従前々種痘の良法有之候処、痘瘡一時流行の節は、多分の人命にも  
抱り候義にて、不便の至候、今般改て左の通り種痘所相設け候間、  
其最寄へ申立、無洩種痘可為致、尤一日に多人数相成候ては、差支  
も有之候間、前以名前書差出置候へは、順番を以呼出し種痘可為致  
候

但種痘老人に付、錢三百文つ、可差出候、尤貧窮無余義ものは差  
出不及候

神田美倉橋通 向柳原 種 痘 館

種痘館出張所

三拾間堀三丁目 渡 辺 春 汀

芝赤羽根 奥 山 玄 中

小石川三百坂 手 塚 良 仙

浅草三間町 大 野 松 庵

深川海辺大工町 桑 田 立 齋

赤坂田町三丁目 生 田 良 順

右の通市中不洩様、早々可申通候

巳六月

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳六月廿二日

山崎半兵衛

外老人

今般町入用、聞小間書上げを以、役給取集候処、地代上り高書損、或は算違等有之候趣、此後割付不都合に付、篤と御調、来る晦日迄に御書上げ可被成候

但此上相違有之候ては難相濟候間、入念御調可被成候、以上

六月廿二日

御用伺 当番 世話懸り

五捨区 中年寄

添年寄

今般町々より取調差出候名前のもの共へ、町年寄申付、町用為取扱可申事

巳六月

右之通被仰渡奉畏候、仍如件

巳六月廿二日

山崎半兵衛

外九人

村田又夢

外三人

\*町年寄より為差出候請書

半紙・堅帳\*

今般町年寄相勤候に付ては、勤方の義、左の通厚相心得可申候

一、町内家持・地借・店借・召仕等に至迄、人別調の義、第一に相

心得、地貸・店貸候もの家守の進退に候へ共、人別調は町年寄主

役に付、向後地借・店借申込候砌は、家主より借付已前申聞次第

取調、人別相糺候上、為貸渡、早速御届可申上候

一、御布告・御教諭等店々のものへ、急速行届候様、表店・裏店夫

々組合相立、店行事のものより

御布告其外達物、店々のもの通達方、兼て申合為致、速に行届

候様、取計可申候、尤

公事出入・御吟味物引合其外都て店々のもの罷出候節は、老人

つ、差添罷出可申候

一、諸出入物・其外書面類、町年寄老人加印可致候

一、地借・店借のものより諸願向申出候節、一と通相糺、成丈け内

濟相整<sup>ととの</sup>候様世話可致、尤右等の義に付、店々のものより謝礼

申受け、又は無心ヶ間敷義等於有之には、各々身分に相拘り候義

と心得可申事

一、出火の節は、老町より老人つ、是迄の火事具にて、人足共に付

添罷出可申候

一、町年寄着服の義、御役所向へ罷出候節は、羽織・袴着用可致事

一、町年寄の義、老ヶ年勤には候へ共、町用向情実<sup>まこと</sup>に相勤候もの

は、引続重年致し、尤町用弁兼候歟、又は不動のものは、年限中

明治二年六月二十二日

明治二年六月二十二日～二十四日

にても、入札の上引替可申事

右の通相心得、諸事中・添年寄の支配を受、入念相勤可申候、為後日仍如件

巳六月

何町 町年寄

町

\*是迄の家主より、為差出候請書半紙・整帳\*  
一、是迄の家主被廃候義には無之、町用に拘り候義は、町年寄の者

取扱候間、家主義は地代・店賃取立店内の世話致し候義、地主替の義に付地主代の義に付、地主心次第の事

一、町用に拘り候人別、其外諸書物類等、町年寄へ引渡可申事

一、公事出入・欠落物其外都て町役に拘り候義は、町年寄申聞、糺

請け地賃・店賃候節は、貸付前は又町年寄へ申聞貸渡し可申事

右の通相心得、不都合の義無之様可致候、依之御請書差上申候処、

仍如件

何町 家主

右請書町年寄・家主共一同の請印式た通り取揃、忝と通は、来廿五日当所へ御持寄可被成候、以上

巳六月廿二日

御用伺 当 番

町々 中年寄共 添年寄共

今般通商司被設、伊藤俊助<sup>(トシタカ)</sup>当官を以、東京府在勤被<sup>びまき</sup> 仰付候に付、判事同様取扱可致旨被 仰出候間、為心得と相達候事

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳六月廿三日

尾崎七左衛門

小野寺弥兵衛

竹川町久兵衛地借水茶屋渡世はる義、先月中拾両札壹枚仏壇へ差置、燈明の火落散、金札焼損候に付、近辺両替屋共方へ承合候へ共、引替出来兼、難決罷在候に付、委細書取当月三日臨時御仕法方へ申立候処、会計官へ御掛合の上、去る十九日拙者共へ御沙汰には、右様焼損し引替方御所置、未だ御治定無之候へ共、差向難決可致候間、右始末申立、本町忝丁目貨幣御改役所へ持参、引替相願候様可致旨被仰聞、此上外々にも右様の類可有之も難計候間、寄々区々へ相咄置、可然旨無急度臨時御仕法方にて被仰聞候、且竹川町はるは、家主差添始末書を以、貨幣御改役所へ申立、焼損札持参、速に引替相成申候、右為御心得と、御達申置候、以上

六月廿四日

星野又右衛門

鈴木一郎

三拾壹番組 神代町

改田代町

右の通、町銘相改候間、此段御達申候、以上

巳六月廿四日

右町年 寄

米 春 立柄 踏柄

右は渡世のものにて、米春日雇に召抱度もの有之哉、早々取調候様との御沙汰御座候

摘綿

打綿

刀 研

右渡世のもの方にて、日雇に召仕度もの有之哉、早々取調、差出候様との御沙汰に御座候

右は今日戸籍御掛にて被 仰渡候間、有無共来廿七日当所へ、御返答書御差出可被成候、此段御達申候、以上

巳六月廿四日

御用伺 当 番

当今関八州陸羽の地におゐて、生糸・蚕印紙(卵)の類、外国人へ拔売致し候者有之哉に相聞、以の外の事に候、自然右様不正の者於有之に

明治二年六月二十四日〜二十八日

は、屹度御沙汰の次第も候条、嚴重取締可致候、右取締と神奈川県よりも役々致出張候筈に付、此段相達候也

六月

民部官

右の通被仰出候間、町中不洩様可触知もの也

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳六月廿四日

御用伺 当 番

三都府諸開港場其地所々へ、府藩県より産物売捌と唱候商会取立、役人出張、米穀其外買メ致し、諸品追々不融通に相成、商民一般の難渋不少候、是迄一定の商律不立候より、威権を以銘々勝手の商業取開き、甚以不都合の事、此度會計官中通商司を被建、追々商律御取設相成候間、右様の義、一切廢絶被仰付候間、此旨相達候事

六月

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳六月廿四日

御用伺 当 番

先般金札御施行相成候処、末々迄も普く流通致に随ひ、自然小札の分払底に相成、小商のもの共等は日用の取引殊更差支、及難渋候由相聞、且一般融通の仕法商社共へ申立の趣も有之に付、同所にて銀三匁七分五厘宛の引替切手差出候義差許候間、商業にて差支候ものは、同所へ金札差出し候は、預り置、引替切手相渡可申、猶金札入

明治二年六月二十八日、七月三日

用のものは切手と引替相渡候管に付、右切手の義、小札同様向々無  
差支取引可致候、右は近々商社におゐて引替日相立候間、望のものは  
同所へ罷出可申立候事

右の趣町中不洩様可相触もの也

巳六月廿八日

右の趣御布告場へ、早々張出し可申旨、被仰渡奉畏候、仍如件

巳六月廿八日

御用伺 当 番

三戸見太郎兵衛

外式人

一、町入用勘定従来相用候町々も有之趣、右は今般書上げ候五拾匁  
を一と小間に相立候間小間を以、諸勘定に相用候様、御心付可被  
成候、以上

巳六月廿八日

世話懸

右御達申候、以上

六月廿八日

廿五番組 御用伺 当 番

市中町々月行事・五人組の唱被 廃止、家主共町用に不携、町年寄  
取扱候に付、左の通

一、町々地面每家守有之候へとも、中には家守無之五人組持の分有  
之候間、以来組合持・地借・店借と相唱候様可仕哉

一、地貸・店貸候者、家守より貸付地代・店賃受取候儀に付、地

請・店受状は家守并町年寄宛にて為請取候様可仕哉

一、地代・店賃滞、又は地立・店立等下々にて難行届、出訴致候節  
は、其家主より御訴訟仕、町年寄差添罷出候様可仕哉

一、町々家主共町用に携不申候に付、役提灯等為相用不申候

右廉々区々不相成様申合為仕度、此段申上候、以上

巳六月

右伺の通、被仰渡候間、為心得御達申候、以上

巳七月二日

御用伺 当 番

近々英国王子浜殿へ着、同所滞留にて参

朝、又は外出等有之候に付、兼て御触有之候通り、於途中に不法の  
義無之様、組々支配末々迄無洩厚申諭候様可申通旨、被 仰渡承知  
仕候、右御受奉申上候、以上

巳七月三日

世話掛 年寄 小西喜右衛門

村 田 又 夢

諸商人共惣人数至急御入用に付、一区内限り小売に至る迄不洩様早  
々御取調、左の雛形の通、半紙・竖帳御認、控共二た通、来る十日  
無相違御腰懸へ御持可被成候、以上

七月三日

御用伺 当 番

何番組町々 米問屋 何人

米仲買 何人

春米屋 何人  
 何問屋 何人  
 菓子屋 何人  
 酒屋 何人  
 何屋 何人  
 何屋 何人  
 何屋 何人  
 合何百何拾人

右の通御座候、尤諸問屋の内には、廉々兼業のものも有之、又は質屋にて両替屋・油屋等兼候類、其外右に准し候分は何れも其渡世々々の人数へ差加、取調申上候間、人数相増申候、以上

巳七月

何番組 年番 共

右御達申候、以上

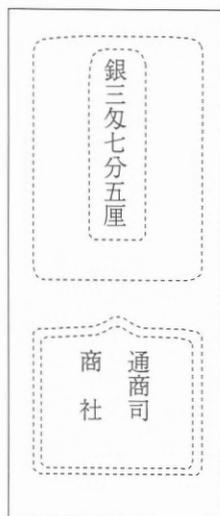
巳七月三日

廿三番組 当 番

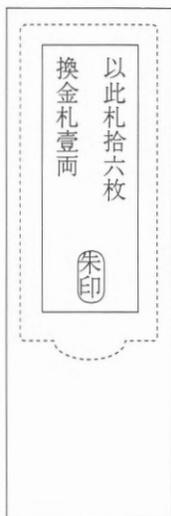
此程相触置候引替切手の義、別紙雛形の通於通商司、為替商社製造相成、来る十日より発行の筈に付、引替望のものは、元銀座通商司へ罷出可申立、於商社にも同様引替の義取扱候事  
 右の通市中為心得と、可相触もの也

巳七月四日

表



裏



当七月分中・添年寄給料一区限御取集め、来る十日四つ時迄に無間違御持寄可被成候

右は出納方にて御沙汰御座候間、此段御達申候、以上

但小熊包にて御持寄可被成候

七月四日

御用伺 当 番

一、古釘為直度もの  
 一、同断買受度もの

右のもの取調、早々可申立旨、戸籍方にて被仰渡候間、来る十日有無共当所へ御持寄可被成候、以上

七月四日

御用伺 当 番

明治二年七月三日〜四日

明治二年六月〜七月五日

近日英国王子渡来に付、御交際上の條理を以、御取扱相成候間、右趣意相弁、下々に至る迄心得違無之様可致候事

六月

右の通被 仰出候間、町中不洩様可触知者也

七月五日

東京府

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳七月五日

御用伺 当 番

諸問屋 行 事

奥川幹下宿 惣 代  
同船積宿

今般武州葛飾郡下今井村新川口へ、諸国物産積荷改番所御取建相成候に付、右川筋通船出入共、改を受候義と可相心得候事  
右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

明治二巳年七月五日

右問屋 行事一同 請 印

一、神田橋御門内通、和田倉御門、夫より当官門前通り、桜田御門、新し橋、愛宕下通り、同所馬場通り神明  
一、芝神明宮より増上寺門前通り、夫より表霞ヶ関、夫より愛宕下通り、夫より表霞ヶ関、夫より日枝神社

右神社明六日

奉幣使被差立候に付、当官より右

御幣物牽櫃為昇、通行の道筋候間、此段御達申入置候也

巳七月五日

東京府 判事御中

但為御心得と申入置候也

右御達申候、以上

巳七月五日

廿三番組 当 番

是迄武家地へ住居致居候町人別の者、又町医師・御用達町人・相撲・検校・匂当等は総て来住町人別の部に入、其所年寄共右地所拝借証文へ加印致し、差出候は、当分差置、地稅為差出可申旨、御布告に付、左の通奉伺候

一、右御布告武家地の義は、帰田又は駿府移住にて、上地に相成候地所に御座候

一、右調方は地稅御取立の義に付候へ共、上地の分計にて可宜哉  
一、同断住居のもの人別取調候義に候へは、屋敷主有之候地所にて

も取調可申哉

御 町中に交り候百姓地、抱屋敷に致し、武家構相成居、此場所へ町人其外住居のもの、同様取調可申哉

御 付 札

御 付 札  
四ヶ条共  
書面の通

神祇官

一、地税の義は、忝ヶ年何程つ、為差出可申哉、且場所柄に寄、從來差出候俣為差出候義に候哉

是迄地主へ差出候地代の高為書出并新規拝借の分は、最寄地代見競、願書に添可差出、夫々調の上、可及沙汰

地所拝借願のものは迄居付候者并新たに拝借住居望人有之節は、其もの入用文け坪数は

取調、絵図面を以、可為相願哉

一、拝借人にて

朝臣又は諸家家来

の分都て町方人別人相成間敷、御支配違のものは取調不仕積

御 式ヶ条共

付 書面の通

一、儒者、書画等の内、浪人名目の分等、如何相心得可申哉

浪人は無之筈に候へ共、万一右様のもの有之候は、申立、

町人別に組入候義と可心得候

一、是迄住居人の内、家作致し、町人等へ又貸等致し有之分は、家作主より一手に地税為差出候様可仕哉

一、地所拝借人の義、受人為相立、諸事最寄町方支配請、地稅等滞候節、請人より為相納候様仕度

式ヶ条共  
書面の通

一、住居人共為組合御布告、其外最寄町年寄通達為致候様可仕哉、

且場広の分は住居人の内、入札人撰の上、取極候歟、又は順番にても相立、其組合文け通達為致候様可仕哉

組合順番に通達可致

御 一、地稅取立の義は、住居人の内、右人撰歟、又は順番のものに組合限り為取立、最寄町年寄へ為差出候て、從町年寄出納方へ可相納哉

但取立方は四季歟、一季位にも前納可致哉

下 本文地代上納高の壹割五分、元人別帳へ為余荷と被下候趣、右の壹割五分を以、地稅取立候もの手数料并右場所所持候町年寄手当に致せ可申哉

御 順番相立、右のもの地代月々取集、町年寄へ相渡、出納方へは四季に先納可致、地代上納高外と壹割五分は元人別町に余荷に相成候廉遣可申

明治二年六月〜七月十日

御 付 札

一、右住居人は最寄町方の来住人に加り候上は、家前往還行倒  
其外臨時入用筋等可相懸候へ共、住居人家並に無之候間、小間  
割等にも相成兼、殊に拝借人より町入用為差出候ても不都合  
に付、地税の内へ籠為相納、右入用は御下け渡し可相成哉

元人別町入用筋の義は、前書余荷金の内を以遣払、尤地代  
の義は、相当に引下げ可遣候間、拝借地最寄掛合の場所に異  
変等有之候節は、組合の拝借人共一同出銀、元始末致、元人  
別町へ失費不相懸様取計可申

御 付 札

一、地所拝借願の義、前書地請人加印にて、最寄中年寄添翰を  
以、願書差上候様可仕候

是迄武家上地に住居候町人は、改て拝借願済相成候ものに  
ても、看板・暖簾等差出商売致候義不相成、且檢校・角力等  
の外人共へは、其後拝借難相成候

御 付 札

一、武士地住居の町人其外、最寄町方来住人別に加り進退可受  
旨、其御筋より住居人一統へ御布告御座候様仕度

追て御布告可有之候へ共、引受の町年寄共申聞候様可致

右廉々奉伺候、以上

巳六月

世話懸り 年寄共

以書付奉願上候

元何役何の誰上地の内  
一、表間口 何 間

何町 来住人別 何 何 当

裏行 何 間

此 坪 何 坪

右の通上地の内、拝借奉願上候、尤地代の義は、何町年寄を以、上  
納可仕候間、此段御聞済奉願上候、以上

年号 月 日

右 何 何 当 印

何町誰店 地請人 誰 印

右の通上地の内、拝借御聞済相成候に付ては、地代の義は、上納已  
前無相違差出可申候

一、御布告其外各々方より御達の趣相守可申は勿論、人別外のもの  
等一切差置申間敷、同居其外来住のものは、其時々御届可申候  
右の外、都て町並の趣き諸事支配受、違背仕間敷候、為後日仍如件  
年号 月 日 右 何 何 当 印

地請人 誰 印

何番組 年寄中

右の通常務方にて、御伺済相成候間、此段御達申候、以上

巳七月六日

世話懸

天下一般銭相場、金壹両に付、拾貫文に御定相成候間、此旨相達候

事

七月

大政官

右の通被仰出候間、町中不洩様早々可触知者也

七月十日

東京府

右の趣御布告場へ早々張出候様可申通旨、被仰渡奉畏候、仍如件

巳七月十日

大坪捨五郎

佐藤忠左衛門

武家地に住居致し候町医師・相撲・検校等の類、最寄町方来住人別

差加之義に付、伺相済候処、猶又左の通

御 一、武家地の内、屋敷の有之分は、人別取調御布告等通達致候迄  
札付 にて、地税の義町方にて取扱不仕候積

総て武家地住居にて、最寄町方来住人別に入候もの、公事  
出入御吟味筋にて罷出候節は、引受町年寄差添罷出并異変  
等有之御見分相願、又は行倒もの其外町年寄立会见分の  
上、御訴申上候義と、都て町方の通取計候積り御座候

一、武家上地の分并屋敷主有之分共、人別書振り、別紙の通附属町  
末へ差出候積に御座候、此段申上候、以上

巳七月

世話懸 年寄共

御 書面ヶ條の内、異変取計方の義、主に有之場所借受け、住居の  
札付 向は其地主にて取扱候義と相心得、其余は可為伺の通事

明治二年七月十日〜十二日

一、生国

何番区内 何町附属 町年寄誰受持

町医師 何の誰  
当人 妻 誰  
当人 妻 誰

宗

受人

召仕 誰

同

同

中年寄共  
添年寄共

市中沽券絵図取調、二た通り差出候上、先達て申渡候沽券状差出候  
義と可心得、押印の上、右沽券状并絵図一と通りは可下渡事

巳七月十二日

右の通常務方にて被 仰渡候間、此段御達申候、以上

巳七月十二日

御用伺 当 番

金銀箔渡世のもの、当時休業罷在難渋の趣に付、金銀時絵・古道具  
古道類破損の分并箔粉にて仕立有之品買集め、焼返箔打立、相対に  
て売渡候間、其旨区内限り可申通事

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

明治二巳年七月十二日

長沢次郎太郎

星野又右衛門

明治二年七月十二日、十九日

矢部与助

東京府大参事

大木従四位

東京府権参事

青山小三郎

東京府少参事

北嶋従五位  
鮫嶋従五位  
杉浦武三郎

右の通被仰出候間、町中不洩様可触知者也

巳七月十八日

右の通被 仰出候間、此旨町中不洩様可触示者也

七月十八日

東京府

町々 年寄共

小川町・番町其外所々上地屋敷内大破家作払下け相成候間、望の者  
明十九日より、当府屋敷改役所へ罷出、仕分帳一覽の上、場所見  
分、来廿三日開札に付、入札持参可致候、落札の上は、払代老割の  
金高即日相納可申、場所々々引渡可遣間、落札半金上納の上、取壊  
し取掛り、残金日数十日限り皆納可致候

右の通、町中不洩様可触知もの也

七月十八日

金銀貨幣は、国の重宝、四民頼て生活する所に候処、近来私に贖金  
を拵へ、鑄造之内外に流通し、甚敷はなだ敷に至候ては、両替屋私に相場  
相立致売買候ものも有之哉に相聞、以の外の事に候、自今以後両替  
屋は勿論、諸商人に至る迄、贖金取扱候者於有之には、厳科に可被  
処候間、右様所業のもの見当次第、無用捨其筋へ取押可訴出旨

御沙汰に候事

五月廿七日

右の通先達て

御沙汰相成候処、今以心得違のもの有之趣に相聞、以の外の事に  
候、自今猶又嚴重に取調、不都合無之様精々尽力可致候事

七月

大蔵省

去る十三日暴風の節、独逸軍艦附属の蒸船品川沖に有之致沈没、乗  
組の内、老入溺死致候間、於浦々見当次第、其地管轄所より神奈川  
県へ早々可届出事

七月十八日

民部省

右の趣、海岸附町々不洩様不洩様可触知もの也

七月十八日

東京府

右御達申候、以上

七月十八日

廿老番組 御用伺 当 番

右の通御触出候間、此段御達申候、以上

七月十九日

町年寄 珍 平

- 清次郎殿
- 安右衛門殿
- 嘉七殿
- \*喜兵衛殿\*
- 市右衛門殿
- 儀左衛門殿
- 五郎兵衛殿
- 五兵衛殿○
- 庄次郎殿
- 甚右衛門殿
- 鉄五郎殿
- 藤七殿
- 忠兵衛殿
- 庄吉殿
- 庄三郎殿
- 兵蔵殿
- 惣七殿
- 清吉殿
- 富山小左衛門殿
- 相木屋惣吉殿
- 富田氏
- 神取氏

右は前後御用捨、早々御順達可被成候、以上

中年寄共  
添年寄共

民部省にて、市中の者公事出入吟味の節、事柄に寄、直に同省附属のもの本人住居の町年寄方へ罷越、呼寄候上、召連參候義も可有之間、其段相心得可申候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳七月十九日

山崎半兵衛  
鈴木勝太郎

口達の覚

枡座の義、一般に御布告有之候上、御開相成候義には候へ共、夫迄の処渡世向に差支候趣に付、市政裁判所の頃、補理候枡有合有之候に付、当府へ申立次第、払下け遣候間、入用のものは書面を以為申立可申事

右の通町人共へ寄々可申通候事

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

七月十九日

山崎半兵衛  
外巻人

明治二年七月十九日

明治二年七月二十三日〜二十七日

市中沽券絵図取調候に付ては、仕立方其外左の通申合仕候

一、絵図面の義、忝区纏候場所は、忝枚又は式三枚位美濃紙にて、

場所の広狭見計、見切宜敷様継合、裏打致し仕立可申候

一、寛保・延享度の取調より沽券絵図は、間数・坪数并見積沽券

金・地主・名主、受領地は家守名印致し、町内一円又は一と側位、

惣間数・坪数等書加有之候へ共、此度取調候絵図は都て沽券金、

地主・家守名印等不相記、間数・坪数書付而已相認候様仕度

一、絵図裏書の方へ、忝町毎に惣坪并式拾坪<sup>マヤ</sup>坪の小間高相認、地

主惣代<sup>マヤ</sup>忝兩人・町年寄連印、未つへ中・添年寄印形致し候様可

仕

一、受領地・拝領地・上納地・請負地・社寺領等は、番附の脇へ其

訳朱にて認候様可仕

一、沽券地の内、自分新道の分は、券状坪数・間数に籠居候に付、

此度の絵図面は新道に不拘相認、新道の図を掛紙に認候様可仕

右の通取調候申合仕候間、此段申上候、以上

巳七月

世話掛 年寄 共

右の通常務方へ申立候間、忝区限り式歩間<sup>マヤ</sup>に御仕立、下絵図出来次

第御打合可被成候、以上

巳七月廿三日

御用伺 世話懸り

訴状裏書

印章

東京府印

東京府

明廿五日より訴状御裏書御印章、別紙の通相替り候間、組々早々可

申通旨、聴訟方にて三浦鉦輔殿御沙汰に付、此段御達申候、以上

巳七月廿四日

御用伺 当番

断獄局

断獄掛大属

三村吉兵衛

安場一平

権大属

宮和田勇太郎

渡辺由衛

廣瀬鐘平

百瀬章蔵

少属

加藤保次郎

岡本三一郎

森鐘次郎

河原清太郎

大八木銀次郎

渡辺清蔵

石井富弥

七月廿七日

東京府 断獄局

権少属

大関孝作

大津藤蔵

神田吉十郎

大竹知三郎

三尾茂左衛門

廣瀬弘三郎

郷四郎

野村弥兵衛

大林辰作

小川七三郎

小川信次郎

佐竹泰次郎

竹村孝右衛門

牧野庫次郎

押鐘善八

渡辺喜多郎

青木茂八

鈴木岩右衛門

鈴木藤吾

組々 中年 寄中 添年 寄中

一、昌平橋改 相生橋

一、昌平坂改 本郷坂

右寓名の通、来月朔日より名称相改候事

七月廿七日

明廿八日第一字英<sup>ママ</sup>大子

参朝道順

延邊館表御門より奥平屋敷前通り、汐留橋を渡り、右へ芝口橋を渡り、大通り京橋を渡り、左へ畳町・五郎兵衛町・鍛冶橋御門、夫より馬場先御門へ入、神祇官待詔局の間より西城大手  
右の通り候間、道筋町々掃除入念、見苦敷義無之様可致候

但浜大手より鍛冶橋御門外迄、市中取締藩の兵隊にて道固致し候間、此段相達候事

右御達申候、以上

巳七月廿七日

御用伺 当 番

昨廿八日英国王子

参朝の節、道筋町々不作法の向も有之、以来右様の義、無之様兼て

今般御改正に付、右の通被 仰付候間、組々へ早々御申通可給候事

明治二年七月二十七日、八月朔日

明治二年七月二十九日〜八月朔日

被 仰渡の通り、精々取締方可申合置旨、厚御沙汰有之候間、以後  
通行の節、銘々御心付可被成候、此段御達申候、以上

但家根上二階等より覗不申様、且道筋相成候節は、小町の分隣町町  
年寄助合候様御取計、各様にも御一同御出勤、厚く御心付可被成  
候、以上

巳七月廿九日

御用伺 世話掛

右御達申候、以上

巳八月朔日

町年寄 五郎兵衛

- 清次郎殿
- 安右衛門殿
- 珍平殿
- 嘉七殿
- \*喜兵衛殿\*
- 市右衛門殿
- 儀左衛門殿
- 五兵衛殿
- 庄次郎殿
- 甚右衛門殿
- 鉄五郎殿
- 藤七殿
- 忠兵衛殿

右表店裏々迄、御通達可被成候、以上

受領町屋敷地代  
一、百坪に付



- 庄吉殿
- 庄三郎殿
- 兵藏殿
- 惣七殿
- 清吉殿
- 富山氏
- 富田氏
- 相木屋氏
- 神取氏

				壱ヶ月	壱ヶ年
				何程	何程
				何程	何程
				何程	何程

沽券地代  
一、百坪に付



沽券地物体にて地代上り高老ケ月何程、老ケ年何程と申義、取調の事

但上納地・受負地・上地共

一、受領地右同断

右の通、老ケ年限御取調殊の外御急に付、来十三日呉々無間違御差出可被成候、此段御達申候、以上

巳八月十日

世話懸 当 番

今般隠岐県被廢、於石見国に大森県被 取建候間、此旨相達候事

八月

太政官

今般越後廢(府脱カ)され、水原県と称候様被 仰出候間、此旨相達候事

八月

太政官

今般新潟県被 廢、水原県へ合併被 仰出候間、此旨相達候事

八月

太政官

明治二年七月、八月十日

今般河内・豊崎二県被 廢候に付、河内県管轄は堺県へ、豊崎管轄は兵庫県へ合併被 仰付候間、此旨相達候事

八月

民部省

右の通被 仰出候間、市中無洩可触知もの也

巳八月十日

東京府

目安箱の義は、下情を可被通ため御設相成候処、近頃私の怨を以、人を譏り、又は自分重罪を犯しなから却て無失を申立、又は上の御益筋を名として一己の利を營の類往々不少、実には不埒の事に候、就ては自今何事によらず、実意を以申出候義は、居所・姓名相認、印形を押可申、其義無之ものは、封の仮可焼捨もの也

八月

太政官

右の趣町中不洩様可触知もの也

巳八月四日

東京府

蝦夷開拓かみなたの義、先般御下問も有之候通に付、今般諸藩士族・庶民に至る迄、志願次第申出候は相応の地所割渡開拓被 仰付候事

七月

太政官

右の通被 仰出候間、志願のものは直に、大名小路民部省内開拓役所へ願出候様、町中可触知もの也

八月四日

東京府

八月四日

東京府

明治二年七月〜八月十日

戸籍・地図・養老賞典の義に付、事件当分の内、当所へ直に訴出候様、町々へ可申通事

己八月四日

戸籍調所

町 触

明八日卯刻浜殿へ

行幸に付、町々火の元別て入念、火の見番・火消人足共平常の通相心得、万一出火有之候は、早速人数欠付、消留の手筈等兼て可申合置候、町々町年寄共并人足共申合、町々裏々迄時々見廻り、火の元厚く心付可申候

右の通町中不洩様可触知もの也

八月七日

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

八月七日

高麗佐源太

外式人

少 属

高橋恒五郎

吉田 敬藏

右の通被申付候間、御組合限御通達可給事

八月十日

東京府 断獄局

組々 中年奇中

市中町人共の内、会計官附管繕司・用度司・通商司、生産引立御会所并商社其外等へ相勤候もの、此度役名に付候用事の節は格別、金銀貸借都て、身分に付候諸願等は年寄支配致し、御府へ被召出候砌は、下た通へ召連候義と相心得可申哉

右に付、所持地面沽券状人別名前等別紙の通可仕哉

下 げ 札

御 書面諸官・諸省御用達町人の義、仮令苗字帯刀致候ものにも、町人別に罷在候は、其所年寄共進退と相心得、尤帯刀差許受候ものは、白洲上通へ罷出候義と相心得可申事  
但 苗字帯刀の廉、年寄共不心得罷在候分は、取調の上、可伺出事

下 本文諸向御用達等被仰付候共、当御府にて町役人へ苗字并  
げ 帯刀共御免の御沙汰無之分は、都て勤仕の場所限りと相心得人別其外身分に付候義は、苗字帯刀不為仕心得に御座候

御 付 札  
 一、旧幕府御用達町人の義、町方人別に無之処、此程  
 朝廷御用願中、又は願済に候哉、営繕司・用度司其外へ御用  
 聞等に罷出候身分未定のもの有之、此類都て町方人別に差加  
 り、前同様相心得可申哉

御 付 札  
 伺の通

御 付 札  
 一、右廉々御用達のもの、町方人別に加不申義に候は、町方  
 商家の方は、別に名前人為相立不申候ては、両端に混合紛敷候  
 間、一定仕度

御 付 札  
 初ヶ条下知の通可相心得事

御 付 札  
 一、町人共の内、諸官・府藩県等の下部被召抱候趣にて、帯刀  
 等致し町住居仕候もの有之、右は当人申候而已にては信用難  
 仕候間、以来其御筋より当御府へ御達の上、町方へ御沙汰相成  
 候歟、又は御訴申上、御札済差置候歟、両様の内、一条仕度奉  
 伺候、以上

明治二年七月、八月十日

御 付 札  
 書面右躰のもの有之候は、取調可申立事  
 巳七月  
 世話懸 年寄共

町屋敷沽券状の事

\*当御府にて御沙汰済  
 御用達\*  
 何町何番 一、表間口 何町家持 会計官附 営繕司御用達 何某

御 付 札  
 裏行 裏巾  
 此坪 沽券金

町屋敷沽券状の事

何町何番 一、表間口 何町誰地借 会計官附 用度司御用達 何某娘 たれ  
 裏行 裏巾 同人父 後見 右 何某  
 此坪 沽券金

明治二年八月四日〜十日

一、生国 何町誰地借 何商売 會計官附 用度司御用達 何某

宗旨 妻たれ

生国 妻たれ

生国 悴たれ

右伺洛御達申候、四ヶ条目府藩県被召出、帯刀町住居のもの御調、  
来十八日五区御当番にて、御調書御持寄可被成候、以上

巳八月十日 御用何 当 番

大参事 常務局  
権大参事 大属

東京府

民部省  
御中

東京府支配場の内、元代官所年貢町並屋敷にて、高輪町・三田町・  
飯倉町・麻布町一円・神田多町老丁目の内・中の郷代地・上野町  
老丁目・式丁目・浅草黒舟町・同所黒沢町・同所山の宿六軒町・  
元小石川金杉水道町の内・境町・金杉町の外端々町々の内、品川  
宿・千住宿へ伝馬助郷人足差出来候処、右町々は享保度町方支配に  
相成、近来古町同様火消人足并積金等差出、在町とは事変、助郷人  
足等差出候義は、素々不相当に有之、両端の入用相掛候ては、右町

々難立行、殊に先達て東京市中と相定候上は、別て不都合に付、右  
等御懸合可及と存候折柄、駅通司廻駅の砌、助郷の向より為備金  
と、高百石に付、金五両つ、差出候様に申渡有之趣にて、当七月十  
八日品川宿伝馬所より、廻文到来致候へ共、右町々の義は、今度沽  
券地に引直し、地税為差出候積に付、品川宿・千住宿助郷は、自今  
御除き相成候様致度存候、其段駅通司へ御達、同局より両局へ相達  
候様御取計有之度、此段及御懸合候也

八月四日

御支配場品川宿其外四宿へ、伝馬助合動来り候処、相除候様御懸合  
の趣致承知、取調候処、別紙村々の義は、相除候方と存候へ共、一  
応及御懸合候、其余何町と有之分は相除可申旨、其筋へ早々相達可  
申候、依之駈定難相分、別紙相添及御問合候事

八月十日

駅通司

東京府御中

豊島郡 荏原郡

下渋谷村 白金村  
中渋谷村 三田村  
今戸村 上高輪村  
金杉村 上目黒村  
龍泉寺村 下目黒村  
坂本村

巢鴨村

染井村

駒込村

葛飾郡

小梅村

右村々の内、府内・府外の境、宜敷様絵図面色分にておいたし、府

内の場所何町々と申義認入、来十五日御取揃御差出可被成候

右は常務方にて御沙汰に付、此段御達申候、以上

但他向御廻し物に付、僥偏無之様御心付可被成候、尤絵図面みの

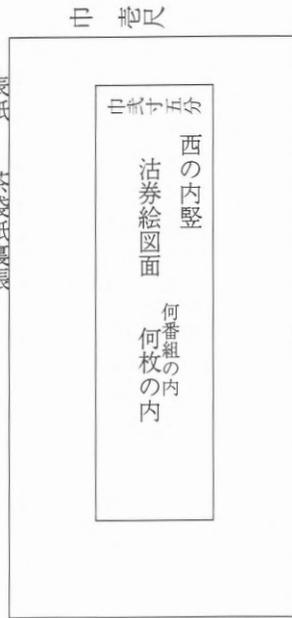
紙にて、何宿へ助郷差出候と申義、朱にて御認入の事、尤府内

は黄、府外は青薄色にて御仕立可被成候、以上

巳八月十日

堅力子(曲尺) 卷尺三寸

当番



当六月廿二日

明治二年八月十日〜十二日

一、種痘の義、神田美倉橋種痘館并出張五ヶ所にて、老人に付、銭  
三百文つゝ、にて種痘為致候間、被 仰渡

右の通被 仰渡、市中一統小前のもの迄も相弁罷在候上は、多人数  
可願出処、至て願人無数に有之、右は天然痘にては過多(たご)人命に拘

り候間、莫太(もた)の以 御仁恵を、種痘館御取設相成候御趣意、貫徹不  
致故の義に可有之、此上年寄共厚く相心得、取扱候様御教示の趣奉  
畏候

右御教示の趣、丁寧反復懇切(こんせつ)に申諭方、町年寄を以、地借・店借の  
内、兼て申上候店行事へ申含、当三六月被仰渡書を猶又御布告場へ張

出候て、店々小兒有之向は心付遣、種痘定日には、其最寄町々町年  
寄の内老兩人つゝ、館内へ見廻り罷越、不案内の願人不迷様取次申  
込、都て易簡取扱世話致候様可仕

右の通申合可仕と奉存候、一応惣達方奉候、以上

八月

世話懸 年寄共

右の通可取計旨、御下知有之候間、種痘館并出張所有之場所最寄町  
年寄申合、其館内へ罷越打合置候様、御申談可被成候、此段御達し  
申候、以上

巳八月十二日

御用伺 当番

金札の内、焼こけ・しみ附等にて不通用の分、貨幣改所におゐて引  
替遣候処、中には聊のしみ付・手摺の分も取引不都用(つと)の趣を以、引  
替願出候もの有之、右は文字・朱印等明白にて、疑敷義無之候は

明治二年八月十二日～十六日

、無論通用致候義に付、右様の分引替願出候共、改の上差戻候様、此度大蔵省より掛合有之候間、以後金札少々の手摺・しみ付等にて、文字・朱印分明にて紛失無之分は、無差支通用可致候  
右の通両替屋共へ相達候間、市中におゐても無滞取引可致、此段不洩様可触知もの也

八月十三日

右の通被 仰渡奉畏候、仍て如件

八月十二日

市川延吉郎

外忝人

町 触

近來無頼の輩、妄に彈正台役人と申偽、市中諸店等におゐて、不法の所業致候趣相聞、以の外の事に候、以來右様のもの有之候は、差留置取締兵隊所へ早々可申出候  
右の趣不洩様可触知もの也

八月

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳八月十四日

御用伺 当 番

差上申御請書の事

一、御堀浮芥定浚請負人定行事、家主元次郎方同居元兵衛外忝人奉申上候、今日私共被召出、被 仰渡には、市中芥浚方悪敷并賃錢

受取株同様相心得候趣、甚以心得違の旨被 仰渡、尚又御説得の趣承知奉畏候、然上は御堀浚・定浚市中共無等閑浚方仕り、賃錢等不相当の義無之様仕、尚此上共仲間取締向專一に仕り、不取締の義無之様可仕候、為後日御受書仍如件

明治二巳年八月十五日

浮芥定浚請負人 定行事 家主元兵衛方同居 元兵衛

外忝人

前書の通御達申候間、裏々迄御申通置可被成候、以上

八月十六日

町年寄 五兵衛

- 清次郎殿
- 安右衛門殿
- 珍 平殿
- 嘉 七殿
- \*喜兵衛殿\*
- 市右衛門殿
- 儀左衛門殿
- 五郎兵衛殿
- 庄次郎殿
- 甚右衛門殿
- 藤 七殿
- 忠兵衛殿

庄 吉殿

庄三郎殿

秀次郎殿

兵 藏殿

惣 七殿

清 吉殿

富田氏

富山氏

相木屋氏

神取氏

右前後御用捨可被下候、且早々御順達可被下候

三陸両羽岩城按察府岩代国白石へ被置候旨、被 仰出候事

八月 太政官

右の通被 仰出候間、市中不洩可触知もの也

八月 東京府

府下開拓

布令書規則書

布令書

当府下の義、従前は諸藩人員輻輳致し、人民自ら生産も相立居候へ共

明治二年八月十六日〜二十日

皇國中を相ならし候は、東京地方而已人烟稠密を競ひ候訳無之、徒らに浮食游手に安んし、奢侈の末弊をのみ慕ひ候様にては、一己の不為は勿論、自然と

皇國全軀の御衰微に有之、依ては先般

御一新更始の御主意奉躰認、何れも持久生産の目斗相立候様、銘々

工夫可致は勿論に付、東京中朱引内外諸屋敷土地の分桑茶園仕立可

申、左候は、後來に至り開産の一助にも可相成候間、一己の私利

を計らす、大小力を合せ、仮令聊の地所たり共、不捨置候様心掛

け、志願のものは、左の規則相心得可申立候事

巳八月

東京府

規則書

一、今般府下開産の為、御郭内外并市・在共市中諸邸宅土地の分、

開発可致候、右は当府物産局にて取扱候事

一、開発の場所植付物の義は、桑茶の二種を専らとすべし、若地味

不相応、或は既に他作物植付有之場所は、申立に寄、見分の上、

畠地に可致事

但桑茶の場所、畠地の場は杭相立、わがや區別可致候条、可相心得

事

一、桑茶植付度見込のものは、身分に不拘場所見立可願出、入札の

上、地所買下け可申付候、地所拝借にて、右両種植付けものは願

次第、吟味の上申付候間、地代上納致候義と可相心得事、地代受

明治二年八月二十日〜二十三日

取候ものは、四ヶ月の内桑茶夫々植付・蒔付べし、右両種を不仕付候て、外作物等仕付候義は不相成、右期月に至り尚等閑に致し置候ものは、地所取上げ候事

但植付の季節過、不及も有之候間、情実次第可聞置候事、尤桑茶植付、成木迄其間畔へ他の物植付候義不苦候候へ共、右両種を倉略に致し他の作物等専務に致し候におゐては、急度可申付候事

一、畠地は畠税可相納候事

納方

地所引受け十ヶ月の内は無税、十一ヶ月目より地所相当の税可相納候事

一、桑茶園は桑茶税可相納事

納方

地所引受け四拾貳ヶ月の内無税、四拾三ヶ月目より地所相当の税可相納候事

一、願受の地所、周囲経界紛乱不致様、反別相立、往還に接し候場所は、板塀・生垣等其所に應し見苦敷からざる様致すべき事

但板塀等生垣とは入費并手入の厚薄も有之候間、板塀為致候場所は地税を後られ候義も可有之候、尤所に寄

御体裁に拘り、間長の板塀出来不申候ては、不相濟場は、申立に寄御助成も被下候事

一、桑茶園の名を以相渡候地所へ、貸長屋取建、又は他の者へ分地

致し、勝手に地税等取立候におゐては、地所取上の上、急度可申付候事

但桑茶植付規則相守、情実に寄貸借売買は不業候間、其段双方より可相届候事

一、拝借地の内、家作手狭にて建足候義は格別、空地無之様桑茶植付、自然手廻り兼、荒蕪可致形勢に候へは、早々返地可致候事

一、土地の場所に曖昧たる身分のもの、猶住居致し居、甚不束の事に候へ共、全不得止次第より困窮致し候情実有之候は、篤と相糺、難義不相成様取扱候事

糺、難義不相成様取扱候事

一、桑茶税・畠地税等、買下け上納金分共総て、教育所御入費相補候積に付、其旨可相心得事

右の通り候間、志願のものは、絵図面相添、早々可願出事

巳八月

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

巳八月廿日

長沢次郎太郎  
島田藤一

瘡痘の義は、小児の大厄難に候処、方今種痘の良法有之候へ共、未々のものに至りては、等閑に打過候より、自然痘にかゝり、非命の死におよひ、或は不具の姿に相成候もの不少趣に相聞、不便の至り候、此段種痘の義、厚御世話被為有、既に相触候趣も有之候処、未だ相弁兼候者も可有之間、猶左の通り最寄訳け場所相心得、生児七

十五日より百日の間に急度願出可申、若等閑に相過候より、厚き御趣意に相悖候義故、相互に心付、無怠やう可致事

但先達て相触候節、種痘小児老人に付、錢三百文つ、可相納旨、先達て申達置候処、以来其義に不及候事

美倉橋 種痘所

京橋筋より北、日本橋辺、三河町、飯田町辺、内神田・浜町・両国辺、浅草天王町・同所新堀より阿部川町辺より下谷一円、湯島・本郷・根津・谷中・金杉・三の輪辺迄

三捨間堀三丁目 出張 種痘所

京橋筋より南、芝金杉橋迄、桜田久保町辺、鉄炮洲・築地辺、靈岸嶋・八丁堀・南新堀・茅場町迄

芝赤羽根 同 種痘所

芝金杉橋より南高輪辺、麻布一円、西久保町・赤坂・青山・渋谷辺

小石川三百坂 出張 種痘所

麹町・四谷・市谷・牛込・小石川・駒込・巢鴨・大久保辺

浅草三軒町(間) 同 種痘所

浅草天王橋より北一円、橋場・今戸・新吉原、本所堅川より北一円

深川高橋 同 種痘所

本所堅川筋より南、深川一円、小名木川筋砂村佃辺嶋迄

右の通、市中不洩様末々迄可触示者也

巳八月

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

八月廿三日

多田内新助

中野五郎兵衛

岡村庄之助

種痘の義に付、別紙の通、今日御布告有之候に付ては、御同前の内、別紙名前のものへ被 仰付候間、持場町々厚申諭、世話方行届候様可致旨、常務方にて被 仰渡候間、種痘所掛り名前書并種痘定日書御渡相成候間、御持場町々へ御割渡の上、御沙汰の趣精々行届候様、御取計可被成候、以上

種痘館掛詰役人員

大学校少主簿 種痘館兼務 大谷助太郎

同吏生 沢田順助

同使部 赤間錠之助

福田準造

種痘館掛医役人員

大学校少助教 種痘館専務 幹事 久我真蔵

同 大得業生 同 補 大野松齋

同 大得業生 同 補心得 渡辺賛造

同 鑑定診察方 安藤玄昌

小嶋俊禎

同 種痘方 赤城良伯

明治二年八月二十三日

明治二年八月二十三日〜二十四日

吉田親安

渡辺美汀

奥山玄中

大野松庵

桑田立齋

手塚良仙

中川東海

高安碓作

上坂良庵

中野良筑

村井養脩

村田甫忠

右御達申候、以上  
巳八月廿三日

御用伺 当 番

廿壹番組より

廿五番組迄

種痘世話方

箕輪十郎兵衛

島田次右衛門

矢部与兵衛

右の通申渡候間、入念可相勤事

巳八月

御 付 札  
旧幕臣下の内、町屋敷受領の分、駿府移住・帰田・御暇等にて  
上地相成候地所、家主共の内、病死又は勝手に付、退身等致候分  
は、跡家主は不申付、都て町年寄共進退致候様可申合哉、此段奉  
伺候

八月

世話懸 年寄共

御 付 札  
可伺の通為事

当二月分町入用掛り高  
一、銀 何程

廿四番組 大町 何町

同七月分同断  
一、銀 何程

当二月分町入用掛り高  
一、銀 何程

中町 何町

同七月分同断  
一、銀 何程

当二月分町入用掛り高  
一、銀 何程

小町 何町

同七月分同断  
一、銀 何程

一、沓区の内

地代 表坪 沓ヶ月 沓坪に付

上 銀三匁

中 銀式匁式分

下 銀五分

下々 銀四分

同断 裏坪 壹ヶ月 壹坪に付

上 銀壹匁貳分

中 銀八分

下 銀三分

下々 銀壹分五厘

右の通壹区限り御取調、半紙・豎帳に御認め、御持場五区つ、御取纏、来る廿八日当所へ御差出可被成、此段御達申候、以上

八月廿四日

星野又右衛門

長沢次郎太郎

今般篤き

御主意を以、東京諸邸上地跡、府下産業発弘の為開墾被 仰出、桑茶の二種を植付候様、先達て規則被相立、布告致置候処、開墾気候も有之候間、有志のもの来月十日迄に、当府物産局役所へ入札持参可致事

一、桑茶植付方難相成島地の義は、別段に取扱候間、島地と見極候場所の分、相除入札可致事

但落札地所の内、開墾の上、桑茶難植付場所所有之候は、其旨訴出へし、見分の上、取計方可相達事

一、今般上げ地跡へ植付候桑茶、後年に至り候ても、府外へ不持出様可相心得、右は全先達て布令も有之通、府下開産の為相起し候義に有之候へは、右相弁、心得違致間敷候事

明治二年八月二十四日〜二十七日

但府下のもの共、府内におゐて取扱候義故、勝手次第の事

一、桑茶苗所持無之もの共へは、落札地所相当桑苗御払下け相成候間、望のものは可願出事

右の通有志のものは身分に不拘、時務相弁、開拓方精々尽力致べく事

右の趣不洩様可触知もの也

已八月

東京府

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

八月廿七日

長沢次郎太郎

尾崎七左衛門

大工 人数 九拾人

木挽 人数 三拾人

鍛冶職 同 五人

右は蝦夷地開拓に付、被遣候積、御手当の義は

老日分 拾三匁

一、銀 拾八匁

此四割まし

一、銀 拾八匁

飯料 六匁五分

一、銀 六匁五分

外に支度料 拾兩也

一、金 拾兩也

御船にて被遣、御賄被下候積、着の上、住居御割渡し

人数四百人

老日分

一、男 銀八匁

明治二年八月二十六日、九月朔日

一、女 銀六匁

外に夏・冬衣類、住居被下、御船にて被遣、御賄被下候積

蝦夷開拓に付、右人数被遣候積、方今米価騰貴の折柄、暮方難渋の

もの御手当被下候上は、相届候もの可有之、急速取調、望のもの一

区限り人数・名前、来廿八日持参の事

但柔弱病身のもの相除、壮健のもの相撰候事

右の通、常務方より御沙汰有之候間、申合精々承り、実意に取組、

成丈け人数出候様論方致し、有無の否、明廿七日夕七つ時迄に、当

所へ持参の事

八月廿六日

町用取扱所

今般種痘の義、廉々御沙汰被為在候に付、忝区限り論方申合、

左の通り

一、町々の内、種痘可致相当のものは、先月下旬出生の小児人数、

来廿七日迄に取調の上、両親のもの難有御趣意能々申諭、定日混

雑不致様人数見計為差出可申事

一、区内限り出生有之候は、其家守より町年寄へ為申立、不取敢

七十五日より百日の間、種痘の義、急度願出候様論方いたし可

申、若不進のもの有之候は、精々論方致候様可仕候事

右の段町々町年寄より軒別に為申聞、種痘日割当日、一区より町年

寄申合、忝兩人つ、最寄種痘所へ罷出、区内より罷出候もの名前承

り置、其区兩年寄より為相届可申事

右の通、常務方より御沙汰有之候間、一と際勉強いたし、御趣意相  
貫候様致度、此段相違候、以上

巳八月

世話懸 年寄共

右の通表裏店々へ軒別に可相触候事

巳八月廿六日

町用扱 所

旧幕臣下土地の内、住居のもの、今般最寄町々来住人別に差加り、

借地相願候もの、内、何の誰上地、何百坪の内両三人又は三四人位

にて住居罷在候分、示談の上、忝人にて相願、御聞済可相成哉、少

坪にても銘々願に無之候ては、難相成事に可有御座哉、此段奉伺候

以上

八月廿七日

世話懸 年寄共

御付書面の趣は、銘々願出候様可取計事

右の通伺済相成候間、此段御達申候、以上

八月廿七日

御用伺 当 番

申 渡

銀座三丁目 家主 甚兵衛方同居罷在候

京都今出川上る 家持 勘 作

徳 藏

其方共義、東京市中窮民共救方御世話有之段及承、金百両獻納致度  
趣願出候に付、相糺候処、寄特の心底に相聞候間、願の通、上納金  
申付候、尤右は窮民救育方入用へ差加候間、其旨相心得、救育所へ  
罷出金子上納可致

巳八月廿七日

右の通被 仰渡奉畏候、仍て如件

八月廿七日

渡辺庄右衛門

外吉人

右御達申候、以上

九月朔日

町年寄 印

東京市中道路に行倒候者多く、御役躰にも拘り候間、行倒候者町役  
人厚相心得、及見次第、相煩候品に寄薬用手当致、窮迫俄に道路に  
て袖乞致従来の非人に無之分は、区内人別の者は其区の小屋へ入  
置、他区の者は右場所へ差送り、救育所入相願候積り、全乞食は最  
寄小屋頭へ為引取、相果候者取片付、道路に永く不差置候様可申合  
旨奉畏、中・添年寄共より得と申談、厚世話為致候様可仕候

但町中は勿論、最寄武家地の分、主有之屋敷・上げ屋敷・寺院地  
先共、行倒相果候者取片付、世話は町方にて取扱、武家地の分  
入用の義は掛り高取調、当  
御府へ申上、御入用下被下候筈、且武家屋敷・町方を離れ、

明治二年八月二十七日〜九月四日

間遠の場所は、最寄町年寄時々見廻り、外より入 御聴に不申  
様心付可申候

〔是より〕〔急達に付〕〔達可被成候〕

九月十一日

一、町々貧民の内、実々取続兼、袖乞等に出候ても、非人物費等に  
罷出、袖乞致し候類

但此類袖乞出候町々にて住居承継、元町へ申通、救育所入為

相願、尤店引払、親族身寄無之可手便方無之類、差向町内小  
家へ入置、相糺候上、其町内より救育所へ相願候積

一、行倒又は病人貧窮にて無宿相成候者、救育所入願候迄差置候、

区内の明屋・納家等にて救助致候入用并右差置候地代・家賃等

町会所積金の内にて、御下け渡し相成候積り

但小家補理候場所撰中、又明家無之差向小家人可為致もの有

之候節は、最寄非人小家へ仮に預け置候積

右は当座限り相成不申様、町役人共不絶世話致し、厚 御仁恤の御

主意貫候様、御説得被為 在候に付、区別限り申合いたし、若此上

町方は勿論、最寄武士地等にて行倒等有之を見流し候義等有之候は

、其区内年寄并町年寄へ急度御沙汰可有之候間、精々御心付可被

成候、以上

巳九月二日

世 話 懸

武家屋敷上地跡下水・石垣等取崩し申間敷旨、惣て御布告有之候

処、此上右鉢の義、無之様最寄町々にて心付、若見掛け候は、相制、不取用ものは名・住所承り可申立旨、物産局にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

九月四日

御用伺 当 番

来十五日御持寄の内訳

一、御教育所相願、未だ御差入不相成もの

男女 何人

此竈 何軒

一、差向御教育所入可相願もの

男女 何人

同断

一、両三ヶ月も相立候は、御教育所不相願候ては、活計相立間敷

見込のもの

男女 何人

同断

右御達申候、以上

巳九月五日

廿老番組

町触

今般桑茶植付方に付、四拾三ヶ月目より、桑茶税上納可致候様規則相立置候、就ては買下け地又は拝借地にて仕付け度面々、後々納税

振可有如何哉と疑惑致間敷共難被申、且は後來の見留は即今の目論

見レに可相成候に付、則税則をも相定度候へ共、容易に取極候ては、

後年ニに至り、返マて現場の実情に相戻候振合を生し候も難計、就ては

先般普告致候通、当府下の義は、人口数多にて、生産手少、此俣相

過候ては、困窮貧人益可相生、依之何れも永業の生産、相付候様に

無之候ては不相濟、右桑茶植付の義は、全府下開産のため施行相成

候事に候へは、格別の訳を以、四拾三ヶ月目より六ヶ年の間、土地

出生する所の利分、凡拾五歩マの位を納税可致と、先以相心得居、六

ヶ年相過候は、猶今般の御主意を以、其宜に潤色可相成候条、願

出候ものは、其旨厚相弁、府下開産の助にも可相成様情精々心掛可申

候

但拾五歩の一云々の義は、銘々の場所より出る処云々にあらず、

手入相届候場所を以、目当として一般に平均可致候へ共、其期

に至り手入の不束は、自分の不為たる事は不及申候へ共、兼て

其覚悟可致候、尤土地の相違の場は、一概には難相成義勿論の

事

右の趣市中不洩様可触知もの也

巳九月六日

右の通組々早々ま可申通達被仰渡奉畏候、仍如件

九月六日

坂部六右衛門

兼房平右衛門

右御達申候、以上

九月六日

廿四番組 扱 所

一、往還に罷出、日々筵敷等にて物貰致候内、店持罷在候分は、町人別の者に付、其者住居の区内より、教育所入を相願候積り

御付札

但店持ながら、物貰致し候者貧民に付、教育所入相当に付、可相悦筈の処、内実は困苦の稼方致候よりは、道路に物貰致候方懶惰の情態にて勝手宜敷存、教育所入を窮屈に心得、相望申間敷、教育所入不致上は、物貰に出候義を禁制仕候は、無扱何稼にても相始め、良民に可相成義と見込、本文の通、取扱候積り申合候

御付札  
可為伺の通事

一、道路橋上<sup>(付)</sup>に<sup>(付)</sup>行筵を纏ひ、打臥候者は全の飢人には無之、從來の野非人にて、病者に無之、飢人に紛敷御躰裁に拘り候者に付、兼て申上候通り、其筋へ何と欺御沙汰被成下、道橋に打臥不罷在様仕度、右の類見懸次第、最寄小屋頭の非人へ申聞、為引払候様可仕、若等閑に候は、其段可申上候

右廉々猶奉伺候、以上

世話懸 年 寄

明治二年九月六日〜十一日

御付札  
弾内記へ申付、伺の通取締申付置候事

右御達申候、以上

九月八日

廿七番組 御用伺 当 番

蝦夷行のもの、先日書上候間、御除相成候もの并に新規相望候もの名前書上げ、明十一日朝五つ時、無相違御持寄可被成候

但差除願のものも同様、御書上御持寄可被成候

右は明日惣繰出来に付、呉々無相違御持參可被成候、以上

九月十日

世話懸

右御達申候、以上

九月十一日

町年 寄

断獄方御調所へ雑物直段付致候為、道具屋共の内、日々老人宛罷出候様御沙汰有之、先達て中より最寄町々、八品商売人共申合、定式罷出候もの相定め、日々拾式匁つ、手当差遣し、御用弁仕居候処、右は最寄而已にて引受候義不都合に付、五拾区惣躰にて、順番にても立、相勤候様可致、加藤保次郎殿御談の処、却て御不弁に付、一区より壹ヶ月銀七匁五分つ、取集候へは、惣合金六両壹分に相成候間、口々の手当拾式匁つ、より少々過に相成候へ共、右の分事馴候ものへ相渡、御用弁致し方可然と存候間、別段御存寄も無之候は

明治二年九月十日～十五日

、御一区金式朱つ、御差出可被成候、此段御達申候、以上  
但月々給料納の節、取集め候積に御座候

九月十日

世話懸

一、藝者

一、踊并音曲指南の女

一、右指南にて客席(マモ)へ出候女

一、同断広場葎實張又は奇等へ出候女

一、指南は不致、客席へ藝にて出候女

一、同断広場葎實張又は奇等へ出候女

一、酌取女

一、茶汲女

右稼のもの名前・人数共御調、一区限り半紙帳にて認、来十七日御

差出可被成候

但新吉原・深川富ヶ岡門前・新嶋原・根津八重垣町此四ヶ所

は、御調不及、市中の分計御調可被成候

右御達申候、以上

巳九月十一日

世話懸

町触

今般諸屋敷上地跡桑茶植付方の義、追々相達置候処、有志のもの願  
立候向も不少候へ共、猶場末等に至候ては、上地とは不相見場所も

有之、右程(マモ)或は疑惑を生し、望を失候様にては不相濟事に付、去

る十日開札と相達候へ共、来る廿三日迄に入札為致候間、都て先般  
相達置候通り、望のものは及札可願出候事

右の趣市中末々迄不洩様相達、弥前件の御主意普貫通致候様、急速  
可取計もの也

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

巳九月十三日

山崎半兵衛

蒲生喜一郎

右の通、常務方にて被 仰渡候間、此段御達申候、以上

九月十三日

御用伺 当 番

何番組附余武家地  
上の場所

何町何の誰上地敷  
一、沓坪に付

沓ヶ月 地代 銀何程

中場所

同断 受領地敷  
一、沓坪に付

沓ヶ月 地代 銀何程

下の場所

同断  
一、沓坪に付

沓ヶ月 地代 銀何程

右の通取調申上候、以上

巳九月

何番組 年 寄

老区限附属武家地上中下地代、別紙雛形の通、早々取調可差出旨、  
 常務方にて被 仰渡候間、来廿三日迄に無相違、当所へ御調書御差  
 出可被成候、以上

巳九月十五日

世話懸

市中沽券地其外坪数、至急取調可差出旨、常務方にて被 仰渡候  
 間、別紙雛形の通、老町限御調、一区惣繪御調、老冊に御仕立、其  
 五区世話懸へ来十九日迄に、無相違御差出可被成候、当世話掛にて  
 五区五区惣合致、廿日差上候積に御座候

巳九月十五日

世話掛

一、何坪

内 訳

何坪 何坪 何坪 何坪 何坪 何坪 何坪 何坪 何坪 何坪

何番組の内

何町

沽券地 上納地 上地 受領地 押領地 受負地 助成地 社寺門前地 御年貢町並屋敷

此外廉書有之候は、別廉に御書出可被成候

一、何反何畝歩

右何ヶ町

合何拾何万

内 何坪

|||||

沽券地

外に

一、何反何畝歩

右の通取調候処、相違無御座候、以上

明治二巳年九月

何番組 中年寄 添年寄 印 印

百姓地

東京五拾区内、年貢町並屋敷・社寺領・町並屋敷并区内に相成候百  
 姓地共、老ヶ年に年貢高、社寺へ差出候年貢高共取調、早々可差出  
 旨、常務方より被仰渡候間、別紙雛形の通り御認、有無共半紙・豎  
 帳に御認、来十九日無間違御差出可被成候、以上

九月十五日

世話掛

明治二年九月十五日

明治二年九月十五日〜二十日

元代官所敷  
社寺領敷  
年貢町並屋敷敷  
一、高何拾何石何斗

何番組の内 何町

巳九月

何番組 年寄 何の誰印

飯倉町壹丁目 家持 政次郎

其方義、今般窮民御救助の 御趣意相弁、奉報  
御国恩度心底より、金五拾兩献納致候段、寄特の義に付、褒美とし  
て白紬壹反被下之

巳九月十五日

右の通被 仰出候間、此段御達申候、表裏店々へ御達可被成候、以  
上

九月廿日

同断町並屋敷  
一、高何拾何石何斗

何町の内 地面何ヶ所

此反別 何程

年貢 何程

諸役歩銀共 無御座候

同断百姓屋敷  
一、高

何町の内 百姓地面何ヶ所

此反別

年貢

諸役歩銀共

同断田畑  
一、高何拾何石何斗

何町統 何村敷  
何町の内敷

此反別 何程

年貢

諸役歩銀共

田畑御引分、別廉々御認め可被成候、以上

右の通に御座候、以上

塩 町 壹 丁 目

(裏表紙)